

Title	占領初期における食糧管理強化への模索(一) : 『食糧対策審議会摘録』の解説を通じて
Sub Title	Shidehara cabinet's investigation about the reinforcement of food management system in the early occupation of Japan (1)
Author	小田, 義幸(Oda, Yoshiyuki)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2009
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.82, No.8 (2009. 8) ,p.91- 148
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090828-0091">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20090828-0091</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 資料

### 占領初期における食糧管理強化への模索（一）

——『食糧対策審議会摘録』の解説を通じて——

小 田 義 幸

#### 一、食糧対策審議会に関する資料の状況

日本国内の食糧需給が危殆に瀕した昭和二十一年、幣原喜重郎内閣は食糧に対する統制を強化することによって、端境期の配給停止という未曾有の難局を乗り切ろうとした。当時、食糧輸入の途絶と需要増加という逼迫した食糧需給の下で、政府が農家から一定量の食糧を買い上げる供出の確保こそが幣原内閣にとって唯一の頼みの綱であった。しかし、昭和二十年十二月中旬時点の供出進捗率は十五・六%という過去最低を記録し、昭和二十一年二月十七日、幣原内閣は未供出農家から強制的に食糧を買い上げる食糧緊急措置令施行に踏み切ったのである。こうした一連の食糧

管理強化は供出の進捗状況改善に多少の効果があったものの、強制力を背景とする供出の督促は新興政党や新聞各紙の猛反発を招き、「民主化」が叫ばれる占領期の日本において食糧を確保することの難しさを痛感させられたのである。<sup>(1)</sup>一方、幣原内閣は、かかる危機的事態に至った要因として、農林省が指摘しているように、一部農家の不信や不満を生み、供出進捗率の低迷を招いた供出制度を中心とする食糧管理制度の構造的欠陥であると認識していた。<sup>(2)</sup>そこで、幣原内閣は、長期的視野に立ち、かつ、政府と国民が一体となって食糧危機を解決するという観点から、今後の食糧管理制度のあり方をめぐり論議する食糧対策審議会の設置を二月六日に閣議決定したのである。<sup>(3)</sup>

当該審議会の存在については、政府の食糧管理を概観し

た食糧庁編纂の『食糧管理史』の中で触れられており、当時の新聞報道でも、審議会設置の閣議決定や委員の選出など審議会開催に至るまでの経緯を辿ることができる<sup>(5)</sup>。また、国立国会図書館所蔵の『幣原平和文庫』や東京大学経済学部所蔵の『石川一郎関係文書』では、当該審議会会長であった幣原や同委員であった石川が保管していた関係書類やメモなどの分析を通じて、審議会の審議内容について断片的に把握することができる<sup>(6)</sup>。しかし、審議の内容全体やそれがその後の食糧行政に与えた影響については以上の資料を用いても明らかにすることができず、幣原内閣が食糧管理制度改革にも着手していたことや、この改革と第一次吉田茂内閣の食糧危機対策との関係について論及されることはなかったのである。

本稿では、深刻な食糧危機に直面していた占領期日本において食糧管理局長官・農林次官を歴任した片柳真吉が所蔵していた未公開資料『食糧対策審議会摘録』を紹介し<sup>(7)</sup>、その資料的な価値について明らかにしていく<sup>(8)</sup>。この約四百頁にもわたる膨大な記録は農林省食糧管理局総務課企画室が供覧目的で作成したものとと思われるが<sup>(9)</sup>、かかる資料を『幣原平和文庫』・『石川一郎関係文書』の食糧対策審議会関連資料と突き合わせながら分析し、当該審議会の全貌と

その後の食糧危機対策や食糧管理制度改革へ及ぼした影響について明らかにしていきたい。

## 二、緊急食糧対策をめぐる論議

食糧対策に関する首相の公的諮問機関として発足した食糧対策審議会は、官僚統制の強化に異論を唱えていた日本農民組合(日農)や全国・地方の農業会幹部を委員として招集するなど挙国一致の性格を有し、審議の結果得られた成案を各関係大臣に建議できる権限を有してした(表1)。その一方で、審議内容は原則非公開であり、委員が国民世論の支持を得て議論をリードすることは難しかった。さらに、諮問事項は農林省食糧管理局が希望する食糧管理制度の運用改善に限定され、議論の主導権は農林省OB・幹事役の農林官僚・特別委員会の委員長を務めた農政学者の東畑精一によって握られるなど、農林省食糧管理局にとって有利な議事進行が可能だった<sup>(10)</sup>。

では、以上のように様々な性格を合わせ持つ食糧対策審議会において、どのような議論が繰り広げられたのだろうか。『食糧対策審議会摘録』で確認できる限り、食糧対策審議会における審議は、昭和二十一年三月〜四月の間に特

別委員会九回分を含め合計十回行われた。三月二日に開催された初回の審議では、副島千八農相が諮問第一号「食糧管理上執るべき政策如何」を提起し、その説明の中で、幹事の楠見義男食糧管理局長官はこれまでの供出が「予期の如き成果を挙げるに至って居らない」ことを認めた上で、

生産統計の不備によって国内にどれだけの食糧があるのか完全に把握しておらず、統計調査から漏れた食糧が闇取引の温床になっているなど、食糧管理制度が抱える様々な問題点を提示した。<sup>(11)</sup>しかしながら、かかる政府の意思に反して、委員達は制度改革に重点を置いた議論へ誘導する政府の議事進行に不満を表し、日増しに悪化する食糧危機へ即時に対応できる解決策の議論を要望した。そして、楠見幹事がそれを事実上容認すると、議論の場合は諮問第一号だけでなく食糧に関する緊急課題も話し合われる特別委員会に移され、早速、社会運動家の賀川豊彦委員や日農主事の野溝勝委員が独自案を示した。賀川委員は消費組合が配給業務に関与できるように他の委員と共に建議案を提出し、一方の野溝委員は、後で述べるように供出の再割当即時実施を求めたほか、一部の業者が隠匿している食糧を捕捉する、いわゆる隠匿蔵物資の摘発を促すなど、日農幹部として、社会党農農村部長としてかかる要求の実現を迫った。<sup>(12)</sup>さらに、

初回の食糧対策審議会後に設置された特別委員会の委員長に就いた東畑精一も、食糧管理局の廃止と非常食糧対策本部の設置という大胆な組織改編案をはじめとする、緊急対策十一項目を含む「東畑試案」を議論の叩き台として提起したのである。<sup>(13)</sup>

以上のように、第一回審議会、及び、第一回〜第四回の特別委員会までは主に委員達が独自に作成した緊急食糧対策をめぐる議論に時間を割いたが、当然のことながら政府や他の委員からの反論が相次いだ。<sup>(14)</sup>そして、最終的に「東畑試案」は委員達の賛同を得られたものの、食糧管理局廃止など組織改編に関する項目は幹事などからの反論を受けて除外された。<sup>(15)</sup>こうして、緊急食糧対策をめぐる食糧対策審議会の議論は活発化したが、提起された案は廃案へ追い込まれるか、または骨抜きにされたのである。ただし、この「東畑試案」の一部は、食糧対策審議会の議論が終了した後誕生した第一次吉田茂内閣において同内閣が閣議決定した「食糧非常時突破に関する声明」や「食糧危機突破対策要綱」の中に反映されることになった。まず、「我国の運命を共同に担い」ながら食糧危機という難局を突破するとういう東畑の考えは当該声明でも「総ての日本人が深い同胞愛に徹し、乏しい食糧を頒ちあつて、共々に助けあう

表 1 食糧対策審議会委員名簿、及び出席状況

		審議会		特別委員会															
		第一回 3月2日	第一回 3月6日	第二回 3月8日	第三回 3月14日	第四回 3月28日	第五回 4月4日	第六回 4月9日	第七回 4月15日	第八回 4月22日	第九回 4月30日								
会長	菅原喜重郎	○																	
副会長	副島千八	○																	
委員	☆東畑精一		○																
	大槻正男		○																
	☆杉本栄一																		
	小野武夫																		
	☆藤沼庄平																		
	湯河元成																		
	中井光次																		
	関屋員三郎																		
	☆西本元																		
	河合弥八																		
	☆楠田昌植																		
	後藤一藏																		
	出光佐三																		
	☆河野一郎																		
	成田努																		
	☆柳川宗左衛門																		
☆野澤勝																			
須永好																			
長島員																			
岡田温																			
今野善治																			
高橋亀吉																			
賀川豊彦																			
☆長井源																			



より外に此の危機に打ち克つ途はない」という決意の中に引き継がれており、東畑試案や野溝案でも話題になった隠蔵物資の摘発については、一斉調査をすると共に「官民合同の調査機関を設け」て隠蔵物資の発見を「積極化する」ことになった<sup>(16)</sup>。そして、省庁の垣根を越えて食糧危機を解決するという狙いで検討された非常食糧対策本部の設置については、すでに審議会開催中に食糧緊急対策本部という形で具体化されており、当該要綱でも、経済安定本部に食糧対策部を臨時に設けることにより各省一体で食糧危機に臨むという姿勢を受け継ぐ恰好となったのである<sup>(18)</sup>。

### 三、諮問第一号をめぐる論議

前述のように、第四回特別委員会において東畑私案が成案となると、第五回の特別委員会から諮問第一号の食糧管理制度改革をめぐる論議が本格的に開始されることになった。

まず、食糧管理局が論題の中心に据えていた生産統計の整備については、審議会前半の白熱した議論とは様相を異にし、食糧管理局の提案に委員が賛同する形で議事が進行された。食糧管理局が問題視していたのは、各市町村に所

在する農林統計員が情実によって市町村へ生産量を過少申告し、それらを受理する市町村やその上位機関である道府県も、供出割当量をめぐる政府との折衝や農家に対する供出督励において費やされる多大な労力を減らすために事実上黙認していたことである<sup>(19)</sup>。そして、このような過少申告の積み上げが行われた結果、副島農相が審議会開催の冒頭(三月二日)で言及しているように「どうしても其の数字(生産量―筆者註)が低目になる虞があることは争われぬ事実」となっていたのである<sup>(20)</sup>。食糧管理局はこうした悪弊を断ち切るために、専門性の高い統計調査員の育成をはじめ、地方とは独立した国の統計調査機関設置を求めると、供出業務と直接利害関係の無い統計調査の実現を目指し、これらは最終的に東畑委員長がまとめた「食糧管理制度改革の諸点」(四月二十二日の第八回特別委員会で配布)の中に盛り込まれた<sup>(21)</sup>。以上のような食糧管理局の主張に対して、「統計職員に一任して居れば農家への供出を最小ならしめん」という生産統計の問題点を戦時期から認識していた湯河元威委員や重政誠之委員などの農林省OBをはじめ<sup>(22)</sup>、生産統計不備の改善という点では食糧管理局の主張に「同感」した日本社会党・日農幹部の須永好委員、「農林省が直接に統計官を有ち、上の趣旨が下まで透ることが必

要」であると述べた菱山辰一委員の意見に代表されるように、委員達は挙って同調したのである。<sup>(23)</sup>

次に、食糧管理局が議論を求めたのは供出の割当方法であった。戦時期において、供出を農家へ割り当てる際に、前述のように生産量の過少申告が日常化していたため「統計に依れば供出は不可能」、つまり、生産量を基準にして供出を割り当てることができず、食糧管理局は、多くの農家が納得できる供出の割当に腐心してきた。<sup>(24)</sup>特に問題だったのは、農家の視線が割当量の多寡に注がれる中で、誰がどのように割り当てるのかであり、不承ながらも農家が割当を受け入れる上で重要だったのである。そもそも、供出の割当は、食糧管理局が需要を予測して供出量を算定し、各地の地方長官に割り当て、地方長官が各市町村の農会を通じて個々の農家に割り当てていたが、昭和十八年九月七日施行の「米穀供出改訂要綱」により、市町村長が集落単位で供出を割り当てる方法、いわゆる「部落割」が導入され、集落全体の責任で供出を完遂させようとした。<sup>(25)</sup>また、各地では単位面積当たりの供出量を設定して割り当てる「反別割」が短期間で一律に割り当てられるという理由から採用されており、「部落割」と「反別割」の二本立てにより農家に対して供出が割り当てられたのである。しかし、

反別割は、生産量の少ない農家へ不利に働き、部落割も農家の負担になっていたことから、これらが供出の割当に対する農家の不公平感や不満を生む元凶となった。<sup>(26)</sup>戦後、供出の割当方法見直しが声高に叫ばれるようになると、幣原内閣は新たに各市町村に「農業関係者、或いは農業に付いての有識者と云うような人々」で構成される合議制の供出委員会を設置し、当該委員会の実態調査を通じて従来の割り当て方法を改め、農家の不満を鎮めようとした。<sup>(27)</sup>しかし、かかる目論見は大きく外れ、地方の末端では多くの所で「反別割」が行われていたことから、食糧対策審議会では割当の公平性をいかに担保するかが論点として浮上したのである。

この点については早速、野溝委員が独自案の中で昭和二十年産米供出再割当の即時実行を求め、須永委員も日農での実践例を挙げて野溝委員の主張を後押ししたが、即時再割当が供出の進捗に悪影響を及ぼすことを懸念した楠見幹事らの反対に遭い、再割当は立ち消えとなった。<sup>(28)</sup>そして、実現性の点で疑問符の付く再割当に代わって論議の対象となったのが、供出を割り当てる基準と割り当てを行う機関であった。

まず、前者については、「食糧管理制度改革試案」とい

う独自案を作成した兵庫県農業会会長の長島貞委員が、明治期の地価に基づいて算定された土地の賃貸価格を割当の基準とし、土地ごとに供出を割り当てる供出割当改正案を第二回特別委員会(三月八日)の場で提示した。<sup>(31)</sup>長島は、未端の市町村が供出を割り当てる際に「余りに自由裁量の余地があり過ぎ」たため、煩雑な調査を避けて反別割を採用してきたという割当方法の問題点を指摘した上で、土地の賃貸価格を基準として採用することにより、未端の市町村が即時、かつ、的確に供出を割り当てることのできるようになり、供出が「迅速公正に行われる」という利点を強調したのである。<sup>(32)</sup>このような長島委員の主張に対しては、「全国的に差が少い」と言われる土地の賃貸価格を基準とするため、<sup>(34)</sup>土地に対する割当量が均一に近づき、小規模農家の保有米が少なくなる一方で大規模農家の保有米が多くなる、つまり、反別割の場合と同じ現象が起きるのではないかという東畑委員長の批判を受けた。<sup>(35)</sup>しかし、その一方で、東畑は土地の賃貸価格だけでなく他の指標をも組み合わせて割り当てることで「反別割よりはよりよく生産量を反映」した割当とも指摘しており、<sup>(36)</sup>「食糧管理制度改善の諸点」の中に割当基準の一つとして土地の賃貸価格が盛り込まれ、農家在籍人口と共に割当量の三分の二を算

定する際の目安となったのである。<sup>(37)</sup>一方、後者については、これまでの上意下達による割当が「天降り」であるという批判に因應するため、各市町村に割当委員会を設置すること、供出の最終責任が当該委員会と農家にあることが「食糧管理制度改革の諸点」に明記されたのである。<sup>(38)</sup>

このように供出の割当は農家間で大きな得失を生んだが、かかる問題は米の単作地帯と畑作地帯の間でも起きていた。食糧に対する統制が始まった際、政府は米に対する流通規制を重点に置いていたが、食糧需給が逼迫していくに伴い、麦や藪、さらに「未利用資源」と称される雑穀なども主食として扱われ、供出の対象が拡大していった。しかし、米については、食糧管理局から地方行政機関を通じて農家へ割当を課し、多くの米を供出させている一方で、麦や藪については、米以上に生産量を把握しきれていない上、飼料用や副食用として農家の保有が認められているため、麦や藪に対する割当は米ほど適正に行われていなかった。<sup>(39)</sup>したがって、米の単作地帯に対する「割当がきついと云う感じを与えて居る」一方で、藪や麦を多く生産する畑作地帯に対する割当は緩いという「不均衡」が両者の間に生じていたのである。<sup>(40)</sup>さらに、昭和二十一年産米の供出から、米の代替として麦・藪・雑穀などの未利用資源の供出が一定限

度の範囲で認められる総合供出制が導入されたが、これも、<sup>(41)</sup> 蔭・麦・雑穀などの余剰を抱える畑作農家が手元に米を残せるといふ点において有利であり、保有米さえも供出を迫られる単作地帯の農家との間に大きな違いがあることが明らかになった。かかる違いを埋めるためには、割り当てる際、米作農家に対する一定の配慮が求められたのである。しかし、配慮するとはいっても、それには当然のことながら限界があった。あくまで配給を受ける国民が望むのは米であるため、米の供出よりも「芋や未利用資源が多いと困る」ことになり、<sup>(42)</sup> 米作農家に対する割当を軽減するにも限度があった。さらに、生産農作物の違いによつて差が生じないよう割り当てる際に必要な統計資料が不足し、かかる具体的方法も欠如していた。<sup>(43)</sup> その結果として、「食糧管理制度改善の諸点」では、供出の割当量を決める際に「単作、複作地帯に対する考慮」が付記され、<sup>(44)</sup> 総合供出に關しても「水田地帯・畑作地域間の均衡」に留意するといふ文言のみが盛り込まれたにすぎなかつたのである。<sup>(45)</sup>

以上のように、食糧対策審議会では供出の割当に対する農家の不信任や不満を払拭する様々な方策が講じられたが、その一方で、割り当てる側に立つ地方長官の供出に対する姿勢を心配する意見が相次いだ。戦時期、地方長官は食糧

管理局からの割当を引き受け、食糧管理局長官として各地へ供出を割り当てた湯河委員の言葉を借れば、「農民を背にして農林省に向つていた」立場だつたのが、戦後は一転して地方長官が「供出よりも自県の自足に關心を集中」するようになり、<sup>(46)</sup> 割当を減らすことに躍起になつてることが問題となつた。そして、この問題が深刻なのは、近い将来公選となる地方長官が割当量を少なくしたい「農民に迎合しよう」と食糧管理局からの割当へ難色を示し、<sup>(47)</sup> ただでさえ難航している供出の割当が一層難しくなることであつた。とりわけ、湯河委員は公選の地方長官では「割当官としての役はつとまらぬ」と懸念を表明するなど、<sup>(48)</sup> 供出が今後難しくなるといふ見方が委員会全体を支配していたのである。そこで、東畑委員長は、割当を円滑に進めるために各地方へ「中央との連絡の早くゆく官吏」を割当官として赴任させ、<sup>(49)</sup> 彼らをして割当量の削減を求める市町村を制御させるべきだと提案したのである。かかる提案をめぐつては、「地方農林局と云う様な」省庁の出先機関を地方に設置すべきだといふ重政委員の主張に代表されるように、<sup>(50)</sup> 国が地方を何らかの形で制御し、市町村に対する割当を行わせようとする一方で、<sup>(51)</sup> 知事と違つて市町村に対する監督権を持たない割当官では市町村の抵抗を抑えられないのでは

ないかという食糧管理局次長の安孫子藤吉幹事からの異論も出た。<sup>53</sup> 結局、「食糧管理制度改善の諸点」では、割当官の設置について明記されず、<sup>54</sup> 公選知事が誕生した昭和二十二年四月以後も食糧管理局長官が都道府県知事と供出の割当量をめぐり折衝し、その結果を知事が市町村に対する割当へ反映する方法が採られたのである。

#### 四、その他の議題をめぐる論議

以上、各委員から提示された緊急食糧対策と食糧管理局が諮問した食糧管理制度改革に関する論議とその帰結を明らかにしたが、上記の論議以外でも食糧問題に関する様々なテーマが論議の俎上に上った。

供出については、これまで供出が割り当てられてから農家が供出するまでの過程についての論議が活発に繰り広げられたが、供出した後に残る農家保有米の扱いが委員達の関心を集めた。農家保有米とは、農家が手元に残しておくことのできる自家消費用の米であり、生産量から農家保有米を控除した残りが供出の対象となっていた。したがって、かかる性質上、農家保有米は政府の手の届かない所にあり、悪化する食糧需給を改善するためにも農家が所有する米す

べてを供出させ、必要なだけ配給という形で農家に配分する専売制の導入が戦前から繰り返し言及されてきたのである。<sup>55</sup> しかし、その一方で、食糧対策審議会では、供出を通じて生産量の多くが安く買い上げられていることから、農家の生産意欲を高めるためにも、供出した後の農家保有米の一部を自由に他者へ販売すること、つまり、自由処分を容認すべきだという意見が出て、かかる意見に慎重な楠見幹事との間で議論となった。<sup>56</sup> 特に興味深いのは、農林省農政局長という肩書きを持ち、しかも、昭和十六年の企画院事件に連座していた経歴を持つ和田博雄幹事が自由処分を肯定していたことであり、楠見幹事が「自由処分の対称の米を誰が食うかは問題」であると発言し、一部の高所得者が食糧を多く確保することで食糧管理の原則である均等な食糧の配分が脅かされることを問題視したのに対して、和田幹事は、自由処分を実行して「金持のみが食すと云うが所得の不均衡のある限り仕方がない」と反論した上で、供出した後の「選択肢は農村に与えてやらねば」と農家による自由処分を許容する姿勢を見せたのである。<sup>57</sup> また、供出後の残米を政府の目の届く範囲内に置きたいという楠見幹事の方針に対しても、和田幹事は「供出後の量を政府がキャッチしても二合一勺（現行の配給量―筆者註）が三勺

にはならない」とその実効性に疑問を呈したのである。<sup>(58)</sup>このように、供出後の農家保有米を農家が自由に販売できるかをめぐって容認論と慎重論が存在し、活発な議論が行われたが、結局、この問題は「委員長一任」という曖昧な形に収まり、明確な結論を導き出せずに終わったのである。<sup>(59)</sup>

以上、供出後の自由処分に関する論議を紹介したが、食糧対策審議会では諮問第一号「食糧管理上執るべき政策如何」が主に供出制度の見直しに関連していたことから、食糧対策審議会全体を通じて供出をめぐる論議が多くを占めた。同時に、食糧増産も食糧危機の克服にとって必要不可欠であることから、肥料などの農家必需物資の生産力をどう回復していくか、また、食糧事情の悪化に伴い、戦前から続いてきた労務加配を今後どう扱っていくかなど、供出以外の問題も議題として登場した。

農家必需物資、特に肥料の製造は、食糧輸入が期待できない当時の食糧需給状況の中、国内の食糧生産力を高める上で急務であった。しかし、支那事変が勃発した昭和十二年当時、代表的な化学肥料である硫酸の生産量は二九五万tであったが、終戦時には四〇〇〇〜四五〇〇tにまで落ち込んでいた。各製造工場は月毎に達成すべき生産量を設定していたが、商工省の調査によると工場の生産計画と実

績には大きな開きがあり、実績は計画量の七〇％程度に止まっていた。<sup>(60)</sup>肥料の生産についてはGHQ（連合国軍総司令部）からの支援を得られていたものの、資材や原料の入手難に加え、工場設備の復旧が遅れていたことが肥料の製造を妨げる結果となっており、かかる悪条件を政府としてどう克服していくべきかが今後の課題となったのである。

食糧対策審議会の各委員達は、肥料生産を取り巻く現状に関する商工省肥料課長の説明を聞いた上で、製造工場やその経営者だけに肥料の生産力回復を担わせるのは難しいという見解を示していた。例えば、賀川委員は経営陣の構成にまで言及し、「肥料会社の資本家と労働組合に農民の協同組合を含めた協同経営協議会と云うもの」を設立すれば、肥料を切望する農家が資本を提供し肥料増産に寄与すると主張した。<sup>(62)</sup>また、国家権力を以って肥料増産を工場やその経営者に半ば強制する、いわゆる国家管理論が浮上し、<sup>(63)</sup>戦時に政府が軍需生産を主導したことを念頭においた菱山委員が「飛行機を作った時のような強い手が必要だ」と肥料生産に対する国家権力の行使を求め、柳川委員は農家に対して供出を強いるのであれば「肥料会社に対して生産命令を出すことができないのか」と発言するなど、<sup>(64)</sup>各委員は生産力回復には政府の後押しが必要不可欠であるという認

識を抱いていたのである。<sup>(65)</sup>このような肥料問題をテーマとする議論は商工省肥料課長出席の下で第三回〜第五回の特別委員会まで活発に行われたが、議論の中で東畑が言及しているように肥料問題に関する専門委員会が設置され、その委員会で議論が続けられることになった。<sup>(66)</sup>

次に、基幹産業や軍需産業の労務者などを対象に、一般消費者の配給基準量に割増して配給を行う労務加配が戦時中実施されてきたが、戦後、この制度をどのように見直すかが議論を呼んだ。そもそも、労務加配の目的は、勤労意欲の向上により軍需生産力を高めることであったが、戦争の終結により「今後は如何なる産業が重要なるか考慮し直す必要」が生じたのである。<sup>(67)</sup>昭和二十年八月三十一日、食糧管理局長官名で「主要食糧の労務加配に関する件」という通牒を出し、労務加配を一時停止した上で、工場の操業状況や勤務実態などを調査して改めて配給を再開する決定を行った。<sup>(68)</sup>そして、翌年一月十六日には「労務加配制度の臨時運用措置に関する件」が食糧管理局長官通牒という形で出され、加配の必要な業種を列挙して、かかる労務者に対して「不取合の措置」として加配を認めることになったのである。<sup>(69)</sup>この労務加配の制度については、委員達の間でもその必要性を認めており、例えば高橋亀吉委員が「加配

を停止すれば生産停止が恐ろしい」と発言しているように、<sup>(70)</sup>労務加配が今後の経済復興にとって必要不可欠であるとの認識を持っていた。しかし、その一方で、「労務加配も減じ一般配給も減量せねばならぬ」といった厳しい食糧事情を考慮すると、加配適用者を食糧増産、食糧輸入の見返りとなる輸出貨物の生産、炭坑などで働く労務者に限定したほうがよいという厳しい意見が出た。さらに、重政委員が「生産量と米の加配量を関連させなければ不可」と主張しているように、人単位で加配するのではなく、各産業の生産量に比例して米を加配する必要性を説いた。<sup>(71)</sup>食糧管理局側もこの点については同じ見方をしており、産業ごとに標準生産量を設定し、それを上回るごとに加配するというやり方が「食糧管理制度改善の諸点」の中に盛り込まれたのである。<sup>(72)</sup>

最後に、当該審議会では国内からの食糧確保に関する問題だけではなく、GHQとの間で行われた食糧輸入交渉をめぐって補見幹事が頻繁に各委員へ報告を行っている。とりわけ、当該期は、これまで対日食糧輸入に消極的であったGHQが重い腰を上げ、日本政府の代弁者としてアメリカの本国政府に対して働きかけをしていた時期とも重なり、かかる結果を踏まえて日本政府とGHQの間でも輸入量

や輸入の時期などをめぐって駆け引きが続けられていた。そのような中で、楠見幹事は審議会の席上において食糧輸入実現に対するGHQの姿勢や日本政府の取り組みについて説明したのである。

かかる説明の中で注目すべき点の一つは、日本側がこれまで要請していた食糧輸入量を下方修正したことである。終戦直後、日本政府は戦前の食糧需給を支えていた移入米や輸入米の途絶に伴う供給不足を補う意味で三〇〇万tの食糧輸入実現をGHQに対して要望したが、食糧管理局が「世界情勢に対する適確なる判断の下に再検討を加うるの必要性に迫られた」ため、つまり、全世界的な食糧不足に見舞われていることを考慮して、昭和二十一年三月、楠見がGHQに対して日本側の要求量を二〇〇万tに下方修正し、改めて食糧輸入を申請したのである。<sup>(76)</sup>楠見幹事はかかる方針転換を第四回特別委員会において報告した上で、供給量を「最大限まで發揮して余力を残さず」絞り出し、需要量を「最低限度まで切りつめ」た結果、不足分が当初の一八二七万石（約二七六万t）から一三二五万石（約二〇〇万t）まで圧縮し、今回の要求量改訂に至ったことを説明した。<sup>(76)</sup>さらに、楠見幹事は要求量を二〇〇万tに引き下げたことについては「外部に出さぬ方針」で臨む姿勢を明

らかにした。外部に公表しない理由として、第一に、アメリカ本国政府が対日輸入量を低く見積もっていることに對してGHQが異議を唱えており、公表すればGHQの立場が悪くなりかねないこと、第二に、二〇〇万tへの引き下げが「将来之も当てにはならぬと云う考」を国民の間に醸成し、食糧に対する国民の不安感が増大すること、第三に、輸入量の引き下げによって国内米の割高感が一層強まり、供出を渋っている農家が米をますます出さなくなることを、以上三つの理由を挙げて委員の理解を求めたのである。<sup>(77)</sup>

以上の輸入量下方修正に関する楠見幹事の説明と共に、食糧輸入関連の情報の中で興味深い点は、食糧輸入実現に對するGHQの定まらない態度である。前述のように、この時期、GHQが対日食糧輸入実現へ前向きになっていたが、楠見幹事の説明の中でも「目下の吾方の食糧事情に同情的態度を有し」ているGHQの交渉姿勢が言及されている一方で、「マッカーサー司令部でも日本の食糧輸入に関して甲論乙駁の有様で仲々はつきりしない様子」であることを伝えるなど、<sup>(78)</sup>対日食糧輸入に関して必ずしも一枚岩ではないGHQ内部の様子を垣間見ることができるとは、

## 五、まとめ——資料的価値——

以上、「食糧対策審議会摘録」を通じて、食糧管理制度改革を中心議題とする論議の内容を明らかにしたが、では、政治史をはじめとする各研究分野において、この資料がどのような意味を有するのであろうか。

第一に、本資料が、数少ない占領初期の日本側資料という点である。時間を遡るにしたがって紙媒体の資料が少なくなる占領期という時代において、本稿で扱う資料は、占領統治が開始して一年も経たない占領初期に作成された希少性の高い資料である。さらに付言すると、膨大なGHQの文書群と比較すると量の面でやや見劣りする日本側作成文書の一つでもあり、その点においても、当該期における日本政府の動向を知ることのできる貴重な資料であると指摘することができる。

第二に、これまで判然としなかった食糧対策審議会における論議を、政府による食糧管理強化という流れの中に位置づけることができた点である。冒頭でも触れたように、食糧対策審議会に関する説明は、『食糧管理史』の中でも設置をめぐる事実関係の指摘に止まり、どのような議論が

行われたのかほとんど知ることができなかった。しかし、本資料の発掘により、即効性を期待した緊急対策だけではなく、中長期的視野に立った食糧管理制度改革に関する議論が活発に行われていたことが明らかとなり、さらに、議論を経て得られた結論が第一次吉田内閣の食糧危機対策との間に政策的な連続性を見出せることで、その後の食糧管理強化に道筋をつける契機として位置づけることができたのである。

第三に、食糧管理制度をはじめとする食糧問題に対して、各界有力関係者で構成された委員達の認識を把握することができ、かかる委員達によって合意が形成されるまでの紆余曲折が明らかになっている点である。占領期の食糧危機をめぐる日本側の対応を検証する際、その参考となる資料の多くは政府公式発表の政策や声明、関係者による回想や断片的な発言記録に止まっており、GHQ文書などと突き合わせながら政策決定に至る過程を描いていた。しかし、本資料は、摘録という資料の性格上、審議会で繰り広げられた議論のすべてを把握しているわけではなく、また、一部に判読困難な部分なども含まれているものの、約四百頁にわたって各委員の発言や提案、委員同士の議論などが克明に記録されており、これまで詳らかにされていない食

糧管理制度に対する政府・各委員の認識や、委員が理想とする食糧管理の在り方を知ることができる。同時に、異なる認識や考え方を持つ委員同士での議論を経て、合意に至るまでの過程を動態的に捉えることができる。

第四に、占領初期における混迷した日本政治の一端を垣間見ることができると点である。食糧対策審議会が設置され、議論が始まった昭和二十一年二月～三月は、戦後初の総選挙を見据えて各政党が活発な選挙運動を繰り広げており、以後、四月十日の第二十二回総選挙施行、自由・社会・共産・協同民主の四党による幣原内閣倒閣運動、内閣総辞職を受けての連立政権協議という、政治的にも混迷した状況の中で食糧管理制度をめぐる論議が合計十回行われた。かかる政治状況の下での制度改革論議には幾つかの特徴がある。まず、委員の中でも政治家の出席が少なく、現役・OBの農林官僚、農政学者などが論議を牽引したことである。審議会委員名簿には衆院議員・貴院議員の名前が並んだが、貴院議員の出席は皆無に近く、衆院議員に関しては四月以降の委員会審議にほとんど出席していない。前述のように、四月以降の政局流動化により審議へ参加する政治的意味が薄れたこと、加えて、有権者の目に見えるような成果がすぐに表れてこない制度改革にあまり興味を示さな

ったことが、かかる状況を生む要因となったのである。次に、この審議会の論議をめぐるGHQ関与の形跡がほとんどないことである。GHQは、昭和二十年産米收穫量の数値について日本政府からの報告を受けてきたが、次第にその信憑性へ疑いを抱き、收穫量の再調査を催促するようになった。同時に、日本側がどのような調査を行っているのか関心を抱くようになり、その後に発足した農林省統計調査局の設置をめぐる勧告も行っている。生産統計の整備などを議題とする当該審議会に関しても注目しており、同委員を呼び出して話を聞いているようである。しかし、審議会の論議に影響を与えるほどの関与はしていないことから、GHQは論議の成り行きを静観していたということができ

る。以上、二点の特徴を述べたが、政治家やGHQの政治的関与が比較的少なかった食糧対策審議会は、審議会へ頻繁に出席し、強い政策的関心や専門知識を有する現役・OBの農林官僚や農政学者の手によって運営された。<sup>80</sup>そして、論議を経て導き出された結論は農林省食糧管理局が目指す食糧管理強化という形に落ち着き、第一次吉田内閣の食糧危機対策へと引き継がれていくのである。

なお、資料紹介にあたり、旧仮名・旧漢字で記された速

記部分は新仮名・新漢字へ改め、適宜句読点も補った。また、くずし字、不鮮明など解説困難な字に関しては「判読不能―解説者註」と表記し、判読不能・脱字などが多い第二回特別委員会・第三回特別委員会については要旨など一部掲載に止めた。

- (1) 食糧緊急措置令の施行から事後承諾に至るまでの政治過程については、拙稿「占領初期における食糧危機と食糧管理強化の政治過程―食糧緊急措置令施行を中心に―」(慶應義塾大学大学院法学研究科「法学政治学論究」第六十一号、平成十六年、二二七―二五八頁)及び、「占領初期における食糧管理強化と帝国議会―食糧緊急措置令事後承諾をめぐる政治過程―」(慶應義塾大学大学院法学研究科「法学政治学論究」第六十九号、平成十八年、一九九―二二六頁)を参照のこと。
- (2) 「食糧対策審議会議事録速記録(第一回)」昭和二十一年三月二日(農林省食糧管理局総務課企画室「食糧対策審議会摘録」、昭和二十一年)。以下、当該議事録に依拠する場合は括弧以下を省略する。
- (3) 拙稿「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議―食糧対策審議会を中心に―」(慶應義塾大学法学研究会『慶應義塾大学大学院法学研究科論文集』(第四十五号)平成十七年、四七―八二頁)。

(4) 『食糧管理史各論Ⅱ(昭和二十年代 制度編)』(食糧庁食糧管理史編集委員会、昭和四十五年、三四―三五頁)。

(5) 『朝日新聞』昭和二十一年二月六日、及び、『朝日新聞』二月二十八日。

(6) 食糧対策審議会に関連する資料は管見の限り、国立公文書館、「石川一郎関係文書」(東京大学経済学部所蔵)、『幣原平和文庫』(国立国会図書館憲政資料室所蔵)に存在する。国立公文書館には、昭和二十一年二月二十七日に施行された食糧対策審議会官制をはじめ、審議会委員・臨時委員・幹事の任命に関する文書が所蔵されており、『幣原平和文庫』には上記文書以外に、東畑精一・岡田温・長島貞の三委員による独自案や、審議会設置以前に検討されていた食糧専売制度審議会官制案などが所蔵されている。また、日産化学社長などを歴任し肥料業界を代表する委員として参加していた石川一郎が所蔵していた文書の中には、東畑・長島をはじめ、柳川宗左衛門・野溝勝・今野善治ら各委員の独自案や、第八回特別委員会(昭和二十一年四月二十二日)に配布された「食糧管理制度改革の諸点」や議事進行の状況を記したメモなどがある。しかし、『食糧対策審議会摘録』のように、議事進行や委員同士の意見交換などを詳細に記した速記録は存在せず、これまで食糧対策審議会の実態に迫ることはできなかったのである。

(7) 片柳真吉は明治三十五年、東京都西多摩郡(現在の東

京都青梅市)で誕生した。水戸高校卒業後、大正十四年に東京帝国大学法学部に入學し、同大学在学中、高等文官任用試験に合格した後、昭和三年に農林省へ入省。以後、産業組合課、秋田県営林局、山林局、経済更生部、水産局を経て、昭和十四年、米穀局配給課長に就任して以降は「食糧畑」を歩むことになる。昭和二十年には食糧管理局次長、食糧対策審議会開催時には新設の貿易庁輸入局長、そして、昭和二十一年六月、昭和二十三年七月まで食糧管理局長官、同月、昭和二十五年四月まで農林次官を歴任した一方で、食糧管理局米穀課長の時代には「日本戦時食糧政策」(伊藤書店、昭和十七年)を刊行した。退官後、第二回参議院選挙に全国区から出馬して当選し、緑風会に所属する。昭和三十一年の第四回参院選で落選した後は、全国漁業協同組合会長、農林中央金庫理事長に就任する。昭和五十年に勲一等瑞宝章を叙勲し、昭和六十三年に死去する(片柳真吉「私の履歴書」(日本経済新聞社、昭和五十七年))。

(8) 「食糧対策審議会摘録」は速記録であり、ペン書きで「食糧対策審議会摘録 企画室」と書かれた厚紙の表紙、縦罫線の入った原稿用紙(B5・両面十三行)を紐で綴じた約四百頁の冊子体であり(一部原稿用紙の魚尾下には「内閣」と印刷されたものも含まれる)、配布資料の一部もこの冊子体の中に綴じ込まれている。速記録部分についてはすべてペン書きであるが、速記録であるため、所々に判読

不能、又は、文意不明の箇所があり、要旨のみに止めるところもある。また、摘録ということなので、論議における各委員の発言が一言一句全て記されているわけではない。

(9) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」では、この速記録の作成元が農林省総務局企画室であるという見方を示したが、その後確認した結果、当時の農林省に総務局企画室という組織は存在しないことがわかり、食糧対策審議会の論議対象が食糧管理制度の運用改善であった点をふまえると、あくまで推測にすぎないが「主要食糧ノ管理ノ方策ニ関スル企画ニ関スル事務」を掌る農林省食糧管理局総務課企画室が速記録の作成に関わったものと思われる(印刷局業務部官報課編纂「法令全書」(昭和二十一年三月号)昭和二十三年発行)。

- (10) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。
- (11) 同右。
- (12) 同右。
- (13) 同右。
- (14) 同右。
- (15) 同右。
- (16) 「食糧非常時突破に関する声明」昭和二十一年六月七日、「食糧危機突破対策要綱」昭和二十一年六月七日(前掲、「食糧管理史各論Ⅱ(昭和二十年代制度編)」三六一—三八頁)。

- (17) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。
- (18) 前掲、「食糧危機突破対策要綱」昭和二十一年六月七日。
- (19) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。
- (20) 前掲、「食糧対策審議会議事録速記録(第一回)」昭和二十一年三月二日。
- (21) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。
- (22) 重政誠之は、大正十二年に農商務省入省後、農務局肥料課長、農政課長、会計課長、農村対策部長、総務局長を経て、昭和十九年二月～昭和二十年四月まで農林次官を務めた。そして、終戦直後の昭和二十年八月～十月にかけて再び農林次官を務め、後任の並川義隆が昭和二十年十月に着任するまでは食糧管理局長官も兼任した(『現代農協人名鑑』(協同組合通信社、昭和四十三年、三〇七頁)、及び、『食糧管理法四十周年記念誌』(食糧管理法四十周年記念会、昭和五十七年)。一方、湯河元威は、昭和十五年から食糧管理局の前身である米穀局長に就いた。その後、昭和二十年四月まで食糧管理局長官として戦時食糧行政を担い、終戦直前の昭和二十年四月～八月には農林次官を務めた(川野重任編『協同組合事典』家の光協会、一九八六年)。
- (23) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。
- (24) 同右。
- (25) 前掲、『食糧管理法四十周年記念誌』、三五―三六頁。
- (26) 前掲、「占領初期における食糧危機と食糧管理強化の政治過程」。
- (27) 同右。
- (28) 同右。
- (29) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。
- (30) 内閣食糧対策審議会委員長島貞「食糧管理制度改革試案」(前掲、『幣原平和文庫』R―11)。長島貞はこの試案の中で、そもそも、供出不振に陥った要因として、収穫物から農家が手元に残す米を予め控除できる農家保有米制度の存在を挙げている。この制度は農家に保有米確保という「特権」を与えているので、食糧事情悪化を理由に政府が様々な名目で保有米からの供出を求めると、農家が特権を守るため供出に対して消極的になったと述べ、土地の賃貸価格を基準とする割当方法の導入と共に「農家保有米優先制度を廃止」すべきであると提言している。
- (31) 「第二回食糧対策審議会特別委員会議事要旨」昭和二十
- 市町村長が割当を担うことになった経緯について、市町村農業会による供出の割当がうまく行かず、行政官が「治安の問題」として部落に対して割り当てる方法へ改めたと湯河は回想している(第六回食糧対策審議会特別委員会議事摘録「昭和二十一年四月九日」)。また、供出の割当がなぜ部落単位となったかについては、前掲、「占領初期における食糧危機と食糧管理強化の政治過程」を参照のこと。

十一年三月八日。

(32) 同右。

(33) 前掲、長島「食糧管理制度改革試案」。

(34) 前掲、「第二回食糧対策審議会特別委員会議事要旨」。

(35) 同右。

(36) 「食糧対策審議会第九回特別委員会議事摘録」昭和二十一年四月三十日。

(37) 「食糧管理制度改善の諸点」(前掲、「石川一郎関係文書」K—1〇)。

(38) 同右。

(39) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。

(40) 前掲、「食糧対策審議会議事録速記録(第一回)」昭和二十一年三月二日。

(41) 総合供出制の具体的内容とその成果については前掲、「占領初期における食糧危機と食糧管理強化の政治過程」を参照のこと。

(42) 前掲、「第六回食糧対策審議会特別委員会議事摘録」。

(43) 前掲、「食糧対策審議会第九回特別委員会議事摘録」。

(44) 前掲、「第六回食糧対策審議会特別委員会議事摘録」。

(45) 「食糧管理制度改善の諸点」(前掲、「石川一郎関係文書」K—1〇)。

(46) 同右。

(47) 「食糧対策審議会第五回議事摘録」昭和二十一年四月

四日。

(48) 「第六回食糧対策審議会特別委員会議事摘録」昭和二十一年四月九日。

(49) 同右。

(50) 同右。

(51) 同右。

(52) なお、重政委員は、第七回特別委員会において、知事公選となった後に「中央直結のものを有っているとまずいことになる」と発言し、地方で行う業務の総てを中央集権で行うことについては「知事の仕事の八〇%〜九〇%までも中央直結機関がやる」ことになり問題であると異を唱えている。その一方で、公選の地方長官が供出業務を全うできるかについては疑問を抱く委員は他にもおり、今野委員は「知事公選に成れば食糧供出が行いうるか」問題であると懸念を示し、高橋亀吉委員に至っては「危機に際しては中央集権化するのが日本的な行き方」とした上で、「農林省も大蔵省も商工省も県の中に入らなきや(統制—筆者註) 不可ない。」と中央による地方の制御を積極的に肯定している(「食糧対策審議会第七回議事摘録」昭和二十一年四月十五日)。

(53) 前掲、「第六回食糧対策審議会特別委員会議事摘録」。

(54) 前掲、「食糧管理制度改善の諸点」。

(55) ちなみに、専売制導入については副島農相も前向きな

見解を持っていたが、『食糧対策審議会摘録』を見る限り、第九回特別委員会ですでに触れたのみで導入の是非に關する本格的な議論は行われなかった(前掲)『食糧対策審議会第九回特別委員会議事摘録』。

(56) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。

(57) 前掲、「食糧対策審議会第九回特別委員会議事摘録」。

(58) 同右。

(59) 前掲、「占領初期における食糧管理強化をめぐる論議」。

(60) 前掲、「食糧対策審議会第五回議事摘録」。

(61) 同右。商工省肥料課長や事務官の説明によると、財團系工場の設備老朽化が顕著のようであり、三菱の場合は戦災被害が少ないものの「古いためと戦時中補修を怠り、能力は落ちている」ようであり、三井は戦災被害により「一寸立直りは難しい様」であると述べている。そして、このような設備面の問題以外にも、操業資金の確保も生産活動の阻害要因となっている。

(62) 「食糧対策審議会第三回特別委員会」(昭和二十一年三月十四日)。

(63) 同右。東畑試案の中に「(ト) 化学肥料の生産並びに配給を臨時に国家管理すること」があり、肥料生産に対する政府の関わり方が問題となった。この審議会に出席した商工省肥料課長は、現状でも「広い意味で現在も一つの国家管理」であると捉えた上で、国家自らが経営主体となる

「国家の直接管理」は製造工場の生産意欲を低下させる結果となり、「結論的に反対」であると主張した。もつとも、東畑委員長が言う「国家管理」とは必要な資材が肥料生産へ集中的に投じられるように国家が生産活動に關与するという意味であり、国家自らが「経営主体になるか云うのではない」と弁明している。

(64) 「第四回食糧対策審議会特別委員会議事摘録」(昭和二十一年三月二十八日)。

(65) 他にも、江口栄治委員は「もつと単的に生産機構をそっくりそのまま国家が買入れれば、そんな困乱もなく、生産を資本家より切り離し得る」と主張し、経営自体に国家がもつと積極的に關与すべきという見解を示したのである。

(66) 前掲、「第四回食糧対策審議会特別委員会議事摘録」。なお、『石川一郎関係文書』の中には、食糧対策審議会の中に新たに設置された肥料専門委員会が非公式ながら開催されるので出席してもらいたいという電報が存在しており、電報の文面から少なくとも四月二十五日と五月二日に委員会が非公式に開催されていたことが推測される(前掲、『石川一郎関係文書』K—10)。

(67) 前掲、「食糧対策審議会第七回議事摘録」。

(68) 「現行労務特配状況」昭和二十一年四月十二日(前掲、『石川一郎関係文書』K—10)。

(69) 同右。

- (70) 前掲、「食糧対策審議会第七回議事摘録」。
  - (71) 同右。
  - (72) 前掲、「食糧管理制度改善の諸点」。
  - (73) 「食糧確保ニ関スル緊急措置方針要領」昭和二十年九月十八日（国立公文書館所蔵）
  - (74) 食糧管理局「食糧事情に付て」（前掲、「幣原平和文庫」R—1—1）。
  - (75) 「食糧輸入促進協議会要旨」昭和二十一年三月十六日（E:20.0.9.7.2-2 外務省外交史料館所蔵）
  - (76) 前掲、「第四回食糧対策審議会特別委員會議事摘録」。
  - (77) 同右。
  - (78) 同右。
  - (79) 前掲、「第六回食糧対策審議会特別委員會議事摘録」。
  - (80) 食糧対策審議会官制は「農林省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律」（法律第一五五号）の第七条に基づき、農林省設置法が施行された昭和二十四年六月一日に廃止された（印刷庁業務部官報課編纂『法令全書』昭和二十四年五月号）昭和二十四年発行）。
- 〔付記〕 『食糧対策審議会摘録』の紹介に関して御承諾をいただいた片柳三枝子氏にこの場を借りて御礼を申し上げたい。

## 食糧対策審議会摘録 企画室

供覧 幹事

### 食糧対策審議会議事録速記録(第一回)

昭和二十一年三月二日

昭和二十一年三月二日午前十時四十分開会 於内閣総理大臣官邸

青柳技師 只今より食糧対策審議会を開会致します。皆さんの御席は便宜私達の方で抽籤を以って決定致しましたのでありますから、御諒承願います。最初に内閣総理大臣の御挨拶がございます。

議長(幣原会長) 本日茲に食糧対策審議会を開くに当りまして一言御挨拶申し上げたいと存じます。今回政府に於きまして我が国の直面する食糧問題の難関打開策を講ぜんが為に審議会を設置すること致しました所が、皆様に於かれましては、公私極めて御多端の折柄枉げて委員を御引受を願ひ、洵に感謝に堪えませぬ。申上げますまでもなく、現下の困難なる食糧事情を緩和し、現在及び将来に亘

りまして其の供給を確保し、是が配給を公正適当ならしむることは、我が国民経済を安定せしめ、新日本を建設する基礎として、最も緊要な事柄であります。御承知の如く是まで歴代の政府も食糧の需給調整の為に、色々苦心も致し努力も尽くしたのであります。其の時の情勢に應じまして、之に対する施策には幾多の変遷があつたのであります。昭和十七年食糧管理法の制定を見まして以来、小麦其の他の主要食糧の供出並に配給に付きましては、政府の手に依つて全面的に可なり強度の統制管理を実施して今日に至つて居るのであります。併しながら今次戦争の終局に伴い、内外諸般情勢は急変して、我が国の食糧事情は愈々容易ならざる事態に立至つたのであります。それ之に対処せんが為に、先般食糧緊急措置令が制定せられ、之に依つて食糧の国家管理が一層強化せらるることとなつたのであります。政府と致しましては此の食糧の管理の適正円滑なる運営に百方思いを凝らし、手を尽して居るのであります。何分にも事は国民全般の死活に関する重大問題であり、本問題の解決の為に、国民全体が政府と歩調を合わせまして、相助け相俟つて共通の方向に邁進してこそ、初めて其の目的を達し得らるのであります。

以上申述べましたような見地から、此の度衆智を集めて

食糧管理制度に十分なる検討を加え、極力国民一般の納得諒解を得まして、此の度の食糧管理に関する根本方策の樹立せられんが為に、茲に食糧対策審議会が設置せられた次第であります。唯目下全国に亘つて米の供出が盛んに行われて居ります折柄は直ちに現在の管理制度に対して根本的な改革を加えますことは、却つて目前の供出の円滑を妨げ、食糧の需給を不安ならしむるような虞がないのでもありませんから、差当り斯かる根本的の改革は実行困難と考へて居るのであります。然るに本年夏以後收穫せらるべき麦及び米其の他の主要食糧に付きましては、速かに是が管理の革新の方策を確立致しまして、今より十分の準備を整へて置きますことが最も肝要と考へるのであります。

尚お此の度の食糧対策審議会の運営に付きましては、曩に篤と世論の声を聴きまして、政府が国民と一体となつて、是が改善の方策を考へ、共に手を携へて食糧問題の解決に進もうと云う趣旨から、委員の選定に当りましては、努めて広く各方面各分野に亘つて權威ある方々を網羅するよう意を用いたのであります。又審議に当りまして、従來の例と異なり、政府が予め其の原案を提示して之に基き審議を進めると云うが如き手順を避けて、飽くまでも委員各位のものと囚われぬ、自由な立場で忌避なく十分に審議を尽

され、適切なる意見を開示せられんことを希望致して居るのであります。併しながら本年の麦の收穫も遠からぬ時期に差迫つて居りますことでもあり、政府と致しましては、出来得る限り速やかに成案を得まして、之を実行に移し一日も速かに食糧問題の解決に資したいと念願致して居るような訳でございます。何卒此の点御含みの上、然るべく御審議下さるよう御願いをする次第であります。

尚お私は当審議会の議長に勅命せられましたから何分宜しく御願いを申し上げます。申すまでもなく現下我が国に於ける最も重要な問題でありますから、委員各位の御協力に依りまして、円満に議事を進めて行きたいと思うのであります。

最初に議事規則の審議に入りますが、幹事から規則を朗読するように致します。

#### 幹事朗読

#### 食糧対策審議会議事規則（案）

- 第一条 会議の日時及び場所は会長之を定む
- 第二条 会長は会議の議長と為り議事を整理す
- 第三条 会長、副会長共に事故あるときは会長に於て指名

したる委員臨時議長を代理す

第四条 会議は委員（臨時委員を含む以下同じ）二分の一以上出席するに非ざれば之を開くことを得ず

第五条 委員の議席は予め抽選を以つて之を定む

第六条 会議は之を公開せず其の議事は特に秘密を要せざる限り会長の指揮に依り之を公表す

第七条 発言せんとする者は議長の許可を受くべし

第八条 動議を提出せんとする者は案を具し之を議長に提出すべし但し簡單なるものは口頭を以つて陳述することを得

第九条 動議は賛成者あるに非ざれば議題と為すことを得ず

第十条 議事は出席議員の過半数を以つて之を決す可否同数なるときは議長の決するところに依る

第十一条 委員建議案を要請せんとするときは案を具し理由を附し委員五人以上の賛成者と共に連署して之を会長に差し出すべき

第十二条 専門委員は議決に加わり又は動議若は建議案を提出することを得ず

第十三条 会長必要と認むるときは委員の中より特別委員を選定し審査を命ずることを得

第十四条 特別委員は其の互選を以つて委員長を置く

特別委員会には本会に関する規定を準用す

第十五条 議事録は幹事之を作成すべし

第十六条 (判読不能—解説者註)

議長（幣原会長） 議事規則に付きまして、別に御質問はありませんか、又何か御意見がありませんか—御質問御意見もないと思いますから、議事規則は可決致したと認めます。

—諮問第一号、次に諮問事項の審議に移りますが、審議に入ります前に、幹事をして諮問第一号を朗読致させます。

(幹事朗読)

諮問第一号

食糧管理改善上執るべき方策如何

説明

窮迫せる我国食糧事情の打開は結局増産に依る自給力増

大に俟つ外途なきも他面食糧管理制度の適否は啻に食糧の適正なる配分上極めて重要なものみならず直接食糧生産に對しても至大の影響を有する所なり。而して現行主要食糧管理制度は多年に亘る食糧統制の段階を経過し今日に至れるも尚<sup>ト</sup>お其の運用に付ては改善を要すべきもの尠しとせず更に進んでは現行制度自体に付ても検討を要する所なしとせざるべし。仍ち之等の点に關し其の会の意見を求む。

議長（幣原會長） 諮問第一号に付きまして、農林大臣から御説明を願います。

副島副會長 諮問第一号に付きまして、簡単に私より御説明致します。先程會長の御挨拶の中にもありました通り、現下の食糧事情は洵に寒心すべき状態にあります、本年度の需給状況は、国内食糧に付きまして米の供出を百「パーセント」完遂致す必要のあることは勿論、其の他雑穀、未利用資源等の集荷を最大可能限度に挙げるに致しまして、尚且つ膨大な数量の不足を告げて居るのであります、全く前例を見ざる非常事態に直面致して居ります。

然るに食糧供給面に於て最も重要な部分を占めて居ります米穀の供出状態は、配付資料にもあります通り、二月二十日現在に於きまして、漸く割当量の四割九分に過ぎないのであります。又外国からの食糧輸入の状況に付きま

ても、「マッカーサー」司令部の好意ある協力にも拘りませず、未だ其の全貌を確實に掴み得ない状態であります。随ひまして政府は此の食糧危機を打開する為に、国外よりの輸入促進に付きまして凡ゆる努力を傾注致しますると共に、国内的には既に御承知の通り今回の緊急措置令を初めとし、一連の食糧管理強化の措置を講ずること致したのであります、食糧が輸入せらるるまでの繋ぎとしての方策に付きましては既定計画に基いて、飽くまで邁進致したいと考えて居るのであります。而して本年度の食糧供給面に於て今後に残されて居る大きな問題は、本年度麦の管理、又之に引続いて新米の管理を現行の儘推進して行くかどうかと云う問題であります。

勿論我が国の食糧事情を打開する根本的方策と致しましては、国内に於ける食糧増産に依つて是が解決を図らねばならぬことは申すまでもないことでありまして、御承知の通り政府と致しましては、大規模な農地の開発計画を樹立し、是が達成に努めますると共に、増産に最も直接効果のあります肥料に付ても、生産上幾多の隘路を克服して、是が増産に努めて居る次第であります。併しながら一面に於きまして、此の生産せられた食糧を如何に管理するかと云うことも、亦根本的な問題として極めて重要なことであり

ます。即ち食糧管理制度の適否と云うことは単に食糧配分上重大な関係があるばかりでなく、其の方法如何は、直ちに生産農家の生産意欲にも極めて重要な関係を持って居りまして、食糧増産に影響する所が少くないのであります。

現行管理制度に付きましては、後程食糧管理局長官より詳細申上げますが、今後長期に亘る恒久策として此の儘此の制度を踏襲すべきや否やに付きましては、新事態に即応して、此の際改めて見直す必要があるかと思ひます。特に管理制度の主要点である現行供出制度に付きましては、十分検討を要するものと存するのであります。

要するに現行制度の運用に付きましては、戦時中種々無理な点もあつたことでありましょうし、又不完全な所も少なくないと思ひます。随て是等に付ての改善は勿論必要であります。更に進んでは、現行制度自体に付て新たななる観点から十分検討を加うる余地があろうと存じます。随て是等の点に關しまして、忌避なき御意見を拝聴し、又具体案の御開陳を願ひまして、それ等の結果を十分取入れて適切な改善方を樹立して参りたいと存じます。

以上申上げますような次第でございますから、何卒各位に於かれましては、平素の貴重なる御経験と蘊蓄とを以て十分審議を尽されまして、適切な御意見を御答申あらん

ことを御願ひ申上げる次第であります。

議長（幣原会長） 諮問事項の審議に入ります前に、審議の御参考までに、食糧管理局長官から、配付資料並びに現在の食糧管理制度に付きまして説明を致すことと致しします。

楠見幹事 現行食糧管理制度の概要に付きまして御説明致したいと存じますが、御手許に配付致して居ります資料の中の「現行管理制度に至るまでの統制の経過」資料第一でございます。それから資料二の「現行食糧管理制度の概要」之に付きまして一応朗読として戴きまして、時々御説明を加えて行きたいと存じます。

議長幣原会長退席、副島副会長着席

幹事朗読

楠見幹事 それでは御説明申上げます。只今朗読致しましたように現行食糧管理制度の制定確立に至るまでの統制の経過でございますが、是は数量及び米価調節を主眼と致しました時代から、漸次集荷、配給、消費各分野に亘りまして、其の統制を広めて参つたのであります。又統制の対象

も、最初は米のみでございましたが、漸次之を麦、諸類其の他の主要食糧に及んで今日に至って居るのであります。特に現行の管理制度に至りまして、全く強度の国家管理となつて居るのであります。特に先般の食糧緊急措置令の制定及び食糧管理法施行令の改正等の一連の主要食糧管理強化方策の実施に依りまして、食糧の管理体系と致しましては、一応殆ど余す所なき形となつて居るのであります。以下現在の管理制度の概要に付て御説明申し上げたいと存じます。

現行食糧管理制度の概要に付きましては、只今朗説致しました通りであります。即ち主要食糧に付きましては、生産者の手を離れます所から最末端の消費者の台所に入りますまで、全面的に強度の国家管理を致して居るのであります。併し、其の管理制度の中心を致して居りますものは、所謂供出でありまして、予て皆様方御承知の通り、此の供出の点に關しまして、色々問題が多いのであります。此の供出問題を中心と致しまして補足的に御説明を加えて見たいと思つてあります。

第一に供出割当の方法及びそれが末端の農家までどういふ経路で行くかと云う点でございますが、例を米に取つて申上げてみたいと存じます。即ち米の供出割当の方法は、

先ず当該年産米の收穫見込を一応立てまして、之を基準として、それに従來の農家保有の実績、此の農家保有の実績は、単に米ばかりではありませんので、麦とか藪とか、そう云うようなものを加えまして従來の農家保有の実績を勘案致すのであります。そう云う風に致しまして農家の総合保有量を決めまして、然る後先程申しました收穫見込量と云うものと睨み合わせ致しまして、供出可能見込量と云うものを中央で定めるのであります。此の中央で決めました各県毎の数量を具体的に各地方長官と折衝致すのであります。其の折衝の結果決定を見ました供出割当數量を地方長官がそれぞれ県へ持つて歸りまして、地方事務所を経まして、管下の各市町村に割り当てるのであります。市町村長は更にそれを各個々の農家に割当てると云う順序になるのであります。尚お昨年（昭和二十一年）は此の割当に付きましては、只今申しましたように、中央から末端の町村に至りますまで行政庁の系統のみでございました。官僚式であるとか天降り式であるとかいふような色々な非難もございましたので、本年の供出に於きましては、割当委員会というものを県・地方事務所、町村それぞれの段階に設けまして、委員には農業関係者、或いは農業に付いての有識者と云うような人々を御願ひ致しまして、割当の公正を期することと致

したのであります。併しながら是は後程も申し上げますが、必ずしも予期の如き成果を挙げるに至つて居らない憾みがある所以であります。尚お麦、藪の割当方法も、大体米と略々同様の方法を講じて居ります。

次に農家は供出以外の米は一体どうするかと云う点であります。此の点に付きましては、供出が完了するまでは有償無償を問わず、一切譲渡は出来ぬと云うことに致して居ります。そして供出完了後初めて贈与等の譲渡を認めて居るのであります。随て供出完了後と雖も、売る場合は総て政府に売渡すという建前になつて居るのであります。又所謂物々交換用としての米の動きであります。是も只今申上げましたような制限に依りまして不可能になつて居るのであります。此の方は要求する方も、今回の主要食糧管理強化の措置に依りまして、即ち対価として米麦等を要求し又は収受の約束をなすことを得ないと云うように、そう云う要求行為を禁止致して居るのであります。更に又外部からの米の供出を阻碍する為の煽動行為、是等の行為も禁止することに致して居りますことは、予て御承知の通りであります。

以上のように非常に厳格な管理の下に政府の手に収めさせた食糧は、政府が直接配給致して居りますものを除き

まして、総て食糧営団の手を通じまして一般の家庭に配給せらるるのであります。従来此の中間の過程に於きまして色々の不正行為がございましたので、例えば輸送機関の荷抜きでありますとか、或は配給業者の横流しでありますとか、色々の不正行為がございました。それで是等を徹底的に取締ることと致しますと共に、最終の消費者の面に於きましても、幽霊人口に依る不正受配でありますとか、或は不正隠退蔵と云うような行為を防遏致しまする為に、不正受配の掃、隠退蔵の動員というようなことも併せて強化徹底することと致して居るのであります。現行の管理制度の中心となつて居ります所は、以上申上げましたようなこととございますが、此の際私共が実際にこの管理制度を運用致して居ります点から見まして、どうも斯う云う点が目く行かない、或は今後斯う云う点を十分改善する必要があるのではなからうかというふうな風に思われる点がございますので、是等の点に付きまして、御参考までに、二、三申上げて見たいと存するのであります。

第一の点は生産の統計の問題であります。皆様方も御聞及びの通りに、よく供出がきついか、或いは甘いか或いは公正に行つて居るとか、行つて居らないとか、色々供出問題に付て批評なり非難の声を聞くのであります。是

は結局私共から見ますと、生産実収高が正確に行つて居るかどうかと云う点に帰着する点が多いように思ふのであります。序ではあります、今後此の管理制度の問題に付て色々他の点に付て改善を加えられますとも、或は現行制度に代る他の制度が考えられると致しまして、結局問題の根本は此の点に係ると云う風に思ふのであります。然らば現在の実収高調査はどう云う方法でやつて居るか云う点でございますが、是は大田市町村に食糧検査員と云うものがございまして、食糧検査員が調査主体となつて調査を致して居るのであります。

少し細かくなりますが、其の方法を申上げて見ますと、先ず部落毎に上田、中田、下田の此の三つに付きまして標準地を選ぶのであります。其の上田、中田、下田のそれぞれの標準地の一段の田圃を全刈致しまして、それに其の部落の上田、中田、下田の面積を乗じまして、其の結果、部落の総収量を計算して居るのであります。そして此の部落の数字を纏めて、他の部落も同様の方法に依つて調査するのであります、そして町村の数字を纏めて之を県の数字に積上げる、然る後農林省に報告する、斯ういうことになつて居るのであります、調査の箇所は部落毎に大体五箇所以上と云うことに致して居りますので、御承知のよう

に一つの町村には大体平均十部落ございいますから、一つの町村では約五十箇所の田圃が一枚一枚全刈の調査の対象となる、斯う云う風に御諒解願えば宜いと思つて居ります。又調査致しますには信用ある農家を特に調べまして刈取、それから調製を致すのであります、此の刈取及び調製には、農業会技術員でありますとか、部落農事実行組合の組合長でありますとか、篤農家と云うような人々を立会せしめて居るのであります。

斯う云う風に調査と致しましては、相当厳密に正鶴を期して居るのであります、是も御承知のように、従来もあつたことであります、凶作の時にはどうしても数字が低目低目に落着いて来るのであります。特に供出と云う問題が起つて参りましたからは、どうしても其の数字が供出の対象となりますので、勢い低目になる虞があることは争われぬ事実であると思ふのであります。併しながらそれではどれだけ低目になつて居るか云うことになりますると、是れ亦推定は極めて困難でございます、結局私共と致しましては、此の数字を基礎と致しまして、府県と折衝せざるを得ぬような実情であります。併し此の問題は非常に「デリケート」な問題でありますと共に、現に食糧輸入の問題に関連致しまして連合軍側からも、此の点を特に

やかましく言われまして、科学的に説明をするようにと云うような要求をされて居るような実情でございます。何れに致しましても、此の生産数字と云うものを最大可能限度に正確に掴むと云うことが最も必要である訳であります。現在尙お此の点に付きましては欠くる所が絶無とは遺憾ながら言い得ない実情である訳であります。

第二の点は各農家に対する割当の公平の問題であります。このことは供出は仮に多少きついと云うことでございまして、きつくなればきついなりに、各農家個々の間に全く公平に行つて居りますれば、そう云うような所は結局供出成績は極めて良好でありますし、又其の速度も早いのであります。斯う云うような実例に徹しましても、各農家に対する割当の公平と云うことは洵に必要なことと思つております。逆に其の割当が不公正不公平でございすれば、それが供出農家の不平の原因となり、随て又供出成績が悪くなり、出し渋る口実となると云うことになる訳であります。理想的に申しますと、各農家の生産致して居ります田毎に正確に実収高が分り、そうして又其の生産に従事致しました其の生産農家の家族の数を調査致しまして、そしてどれだけ保有米が要り、どれだけ供出余力があるかと云うことの数字を掴みますことが最も理想的なことと思つるの

であります。現在はそこまで至つて居らない憾みがあるものであります。尤も本年は先程も申上げましたように、各地方に於きまして、各段階毎に供出委員会を設けまして、是等の点の改善に努めた積りであります。相当巧く行つた所もありますが、全国的に之を見ますと、やはり末端に行けば行くだけ手続が煩雜でございますので、出来るだけ其の手続を簡単にする為に、所謂反別割と称して居りますが、反別割が実行された所も相当あるのであります。尤も反別割必ずしも全然悪いと云う風にも言い切れぬ所もあるのであります。概して申しますれば、多くの面積を持つて居るものは、世帯が大きいだけに割当が楽になると云う結果にもなる訳であります。是等の点は運用の問題ではございますが、今後の問題として十分検討を要する問題であろうと思つ次第であります。

それから第三の点は、麦なり藪と米との総合調整の問題であります。先程申上げましたように、割当を致しまする際には、農家に付て麦藪を合して総合保有量を大体頭に置いて行つて居るのでありますが、併し此の麦なり藪の問題に付きましては、米の割当を適正に致しまする上に於きまして、極めて必要なことと存するのであります。麦の実収高の調整は、是も大体米に準じてやつて居りますが、

米程正確でないことは事実でありますし、特に藩に至りましては、更に其の感を深くするのであります。もう一つの問題は、麦藩に付きましては主食用以外の飼料、家畜飼料として保有せられて居るのでありますし、更に藩類に付きましては、野菜用と申しますか、主食以外の副食用としての農家保有と云うことも、従来の実績上認められて居るのであります。是等の点がどうしても十分に適正に行われ難いと云う憾みがないのではないのであります。其の結果、米の単作地帯とそうでない地帯との間に、動も致しますと不均衡が起り、それだけ米の単作地帯に対する割当がきついと云う感じを与えて居るのであります。此のことは農家保有の食糧問題だけに止まりませぬで、特に昨年の藩のように、千葉、埼玉等でやりました五円で買うと云うようなことがありますれば、それだけの農家経済の上にも大きな影響を持つことになる訳でありまして、将来の問題と致しましては、是等の米麦、藩の關係は可なり緊密でありまして、検討を加え又改善を加うべき余地があるように考えて居るのであります。現行管理制度の運用の上の問題と致しまして、私共体験致し、今後改善を加うべきものと云う風に考えて居ります点は大体以上の通りであります。

尚お此の際に御配付致しました参考資料に付きまして御

説明を加えて置きたいと思ひますことは、最近十箇年間に於ける主要食糧需給状況、それから現行管理制度実施以来の米麦に付ての農家保有量及び供出量の推移、此の資料に付て御説明申上げて見たいと思ひます。

先ず最初に、最近十箇年間に於ける主要食糧需給の概況であります。是は結局支那事變が始まりましたから、肥料なり勞力其の他の生産條件が漸次悪化して参りまして、国内の増産計画が思うように参りませぬ為、結局外国米等に依る補給量と云うものが、次第に増加して来たことが、此の数字の上に表われて居るのであります。即ち供給の欄の外国よりの輸入の数量であります。昭和十五年度に於きまして大体一千万石を超えたのであります。十六年度、十七年度に至りますと、千五百万石程度即ち全体の供給の中の二割程度は外国並びに外地からの輸移入されたと云うような傾向を現わして居るのであります。特に大東亞戦争が始まりましたから、外国米の輸入が困難になつて参りましたので、朝鮮及び満州、特に満州雜穀に多くの期待を掛けるようになったのであります。これも船腹等の不足状況が漸次きつくなつて参りましたので、国内に於ける代替食糧でそれを賄うことになつたのであります。代替食糧に付きましては当初は麦類でございましたが、それが藩類に

及ぶと云うように漸次変化致して参りました。即ち是等の麦類なり諸類は、昔は需給計画からは枠外として考えられて居ったものが、米の需給計画の中に入つて参りまして、総合配給問題に含まれて参ることになりました為に、それだけ食糧事情が窮迫を告げて来る。更に此のこと以外に、水産物等が減少致して参りました為に、又それだけ食糧事情は窮迫を加え、又弾力性を失つて来たと言ふような結果になつて居るのであります。

それから農家保有の推移であります、是も此の表で御覧願いますように、米、麦類は漸次農家保有量が減つて参つて居ります。尤も麦類に付きましては、先程申上げましたように食糧と飼料との関連がありますので全部が全部食糧と飼料両方に喰込んだ結果になつて居るだろうと思ひます。唯諸類だけは、保有量は殖えて参つて居ります。併し是は米麦の保有が減つて来たのに対して、その「カヴァー」を致して居ると見るべきではなからうかと考えて居るのであります。結局農家保有は此の表にございますように、漸次減つて参つて居りますので、此の減つて参りました数量だけは、結局一般配給の方から農家に配給すると云うことになつて居るのであります。所謂還元米も其の一部でありますし、又毎月毎月我々の方では農家配給用の

米を予定致して居るのであります、それだけ保有量が減少致しましただけ配給量は殖えて参る、斯う云うことになつて居るのであります。大体配付資料に付きましては、以上を以て終ります。

議長（幣原会長） 丁度正午に近くなりましたから、午前中は是で打切りまして、午後一時より開会致します。

午後零時休憩

午後一時十分開会

議長（副島副会長） 会長は一寸差支がありますので、私が代つて議事を進めます。どうぞ御諒承を願います。それでは午前引続いて会議を開きます。諮問事項に付きまして、御質問なり御意見がございましたら、どうぞ御述べを願います。

三番（賀川委員） 米穀に関する統計に付ては多少御説明がありました、牛乳、卵、野菜其の他雑穀に関する統計を少し教えて戴きたい。此の次の機会に宜しゅうございませから、現状に付て統計表を御示し願いたい。例えば卵に関する配給、牛乳に関する配給等は昨今どうなつて居るか、

御願いしたいと思います。

議長（副島副会長） 諒承しました。他に諮問事項に付て御質疑なり御意見がございませぬければ、食糧対策審議会として広く此の際皆様の御意見を承りたいと思ひますが、御自由に御意見のある方は御話し下さい。

十番（重政委員） 午前中会長の御挨拶なり、副会長の御説明等を承りました。此の食糧管理改善上の問題に付て此の諮問事項だけに限るような感じが一寸致したのでありますが、尚お長官の説明等を承つて居りますと云うと、本年産の米麦等に付いての食糧管理上の改善方策が重点なるが如く御説明があつたように受け取られたのでありますが、食糧対策と致しましては、申上げるまでもなく、本米穀年度の少なくとも四、五月以降の需給の差迫つた問題が是が最も緊急を要する問題であろうと考へるのであります。次いで本年産の米麦に付ての關係と云うことが問題になる。更に其の前に肥料を初めとしての生産資材に関する問題が非常に重要な問題であろうと考へるのでありますが、本審議会と致しましては、それ等の問題に付きましては、どう云う風に議事を御進めになる御積もりでありませうか。其の点を一寸御伺ひ致したいと思ひます。

議長（副島副会長） 本年産米だけの問題では勿論ありま

せぬ。今後の食糧問題に付て考へる訳であります。随て増産に関する肥料等の問題に付きましても、勿論審議して行く積りであります。

十番（重政委員） それは追つて諮問を發せられる御都合になつて居るのでありませうか。此の諮問第一号では、そう云う問題にまで一寸触れられないのではないかと考へますが、其の辺は如何なものでありますか。

議長（副島副会長） 諮問第一号は所謂第一号で限定されて居りますが、今後第二号、第三号を出すことは差支ありませぬ。又皆さんの御考へに依つてそうして行くことが出来る訳であります。此の食糧対策審議会としては、広い意味に於いて審議して行くと云うことを御答へした訳であります。

三番（賀川委員） 私は建議案を出して置きましたが、建議案は説明せぬでも宜しゅうございませうか。

議長（副島副会長） どうぞ建議案に付て御話を願ひます。三番（賀川委員） 建議案、都市及び農村地帯に於て消費組合組織の發達したる所に於ては、自主的食糧配給の管理を断行し、食糧営団と協力して其の地域の配給に努力せしむること右建議す 賀川豊彦 柳川宗左衛門 今野善治

岡田温 須永好 高橋亀吉 小野武夫 関屋貞三郎 松方

義三郎

以上九名の者が建議致しました。此の度の食糧消費対策に於きまして注意しなければならぬことは、各政党殆ど全部が強制的な供出は危険性を持つと云うことを新聞紙上で発表して居りますが、なぜ斯う云つた風な過程を取つたかと云うならば、私はそこに大いに反省する点があると思うのです。戦争中ならば国家の意思と云うものに全部協力致します。けれども戦争は既に済んで居ります今日、配給機構に於て資本主義的な内容が多少なりともあれば之に依つて利益を得るものは、資本主義的傾向を持つた者でありますから、小農民なり小市民と云うものは、之に対して多少の疑義を持ちます。そこで私共考えなければならぬことは、経済民主化を「マッカーサー」司令部から指令を出して居る以上、此の食糧の配給機構に於きましても、或いは取立即ち供出の方面に於きましても、努めて資本主義的形態を排除するような方向を執らなければならぬと思うのであります。然らざれば或は不祥事が勃発すると思ひます。殊に此の度の金融非常措置に於きまして、若しも食糧の生産及び配給が巧く行かなかつたならば、「インフレーション」は六箇月の中には、必ず前よりも甚だしい限度に於て襲来すると思ふのであります。それで我々は どうしても此

の際資本主義的な材料を少しでも払拭する。少なくとも減退せしめる方法を、食糧の取立即ち集荷に致しましても、或は又分配に致しましても、実行しなければならぬと思うのであります。それには都会に於ける配給機構が今のような形ではなく、もう少し自主的、消費組合的内容を持ったものであつて欲しいと思ふのであります。英国は御承知の通りに、殆ど消費組合に依つて都市の配給をやつて居ります為に、日本に於けるような横流しと云うようなものはないで済んで居ります。又今から十五年前の満州事件の時などでも、満州に於ける食糧配給が割合に巧く行つたのは、彼処の消費組合がしっかりして居つたからだと思ふのであります。然るに我が国の都市に於ては統制経済が強化されますと共に、今まで一生懸命にやつて居つた所の消費組合は、殆ど解体と同じ状態になりました、東京都の如き、消費組合らしいものは、僅か二つしか残つて居りませぬ。他は皆解体を余儀なくされたのであります。是では仮令隣組がしっかりして居りましても駄目でありませぬ。殊にお母様或は主婦、そう云う人達が食糧配給などで何時間も立つて疲れてしまふと云うような滅茶苦茶な努力の搾取を余儀なくされて居ります。斯う云う状態では仮令又元の強制配給に復帰致しましても、私は国民は疲れてしまふと思ふので

あります。私はどうしても此の際消費組合を以て自主的な配給を完成するようにならなければならぬと思います。私は先程手紙を受取つたのでありますが、此の度の食糧措置の方法に依りまして、又元の戦時中の配給機構と同じように復帰する傾向があります。そうしますと、或る業者は非常な利益を得ると云うのであります。それに付て詳しく申上げませぬけれども、それで出来るならば町会に於て或は隣組に於て完全なる消費組合を組織して居る地区に於ては——未組織の地区は食糧営団でやつて戴いても構いませぬけれども——例えば一例を申しますならば、東京都の世田谷区に於ては百二十町の中四十七町はどうか斯うにかやつて行ける程度の消費組合を組織して居るのであります。そう云う所に於ては、町会単位或は其の何町会か寄つた単位に於て消費組合の機構を利用して、食糧営団と連絡して決して横流しのないような自主的な組織が出来るのでありますから、其処に物資を流し、そうして闇をやらさぬようにさして戴けば宜しいのです。そうすれば買出の必要はありませんぬし、横流しの必要もありませんぬし、全国的な物資の供給は統計的に考えてもはつきり致しますし、随つて又そういう団体が自主的な生産方向にまで進出し得るのであります。私は戦争中二年前に午前に隅田川の東側地区に於て、毎

日一万五千食の栄養食を配給して居りました。それで食糧の欠乏を考えた末、約三百町歩の農場を買入れたのです。そうして消費組合の自主的な生産を計画して東京都及び農林省と相談しまして、農林省は四割だけ自分が使つても宜い、六割は国家に供出しろというような生産的消費組合の計画を立てたのです。然るに途中でどうなつたか。農林省がそう云つて居りまして、千葉県では許さぬと云うことがあつて、千葉県も最初は賛成して呉れたものが途中から變つてしまつて全部それを営団へ出してしまつた。斯うして我々は折角農場を持つたけれども、開墾一つ出来ずに終つてしまつた。そう云う訳で、詰り下手糞な管理統制は生産を妨げると云うことを心配して居ります。生産を自主的にやらすならば、幾らでも自主的な生産が出来るものを、わざわざ妨げてしまふ。然るに日本に於ては、生産をしない工場がどんどん闇で買付をする。価格を引上げる、斯ういうことになつてしまつて到頭あの嫌な闇がずっと横行して居る。之を考えますと、私共はどうしても日本に於ては公平なる分配を基礎にして居る消費組合が自主的な統制をすれば出来るならば食糧営団もそう云う風に移り變つて行き、そうしてどんどんどんどん生産的方面に移つて行くようにしなければならぬと思う。諸外国に於ける食糧事情殊に

「ヨーロッパ」に於ける「スウェーデン」「ノルウェー」「スカンジナビア」の進んだ国は、全部そう云った組織を持つてやって居ります。随て日本に於てもそう云った方向に進んで戴きたいと思う。「ドイツ」が戦争中執ったことは余り聞きませぬけれども、「ドイツ」が第二次欧州戦争に入る前は、国家社会主義の統制下に於てすら、消費組合の組織の出来る所に於ては国家の配給機構に協力する意味に於て、消費組合の存在を許し、又決して之を日本のように弾圧して解体を命ずるようなことはしなかつたのであります。此の際でありますから、私は進んで日本に於ては、資本主義的な要素あるものは、出来るだけそう云う分子を省いて欲しい。先程管理局長官の御読みになつた部分の中にも、私共拝見しますのに、やはり都市の消費者が希望しないような要素があるのであります。そこで私は斯ういう建議を致しまして、都市及び農村地帯に於て消費組合組織の發達したる所に於ては、自主的食糧配給の管理を断行し、食糧管団と協力して其の地域の配給に努力すること、斯う云うことを建議して置きたいと思ひます。

十四番（岡田委員） 少し事が前後して爰ですが、賀川さんに一寸御尋ねします。実は食事中に建議が廻つて来ました。私は賀川さんのあの消費組合のことに付て何かで読ん

だりしたことがあつて、都会にはあの組織は必要であろうと思ひますし、又是が訓練されたら最も公平でもあるし、能率的な仕事が出来てであろうと云う頭を持つて居りましたから、何かなしに賛成者として署名して置いたのです。今御説明を承つて居りますと、農村にもと云うのであります。今御説明を承つて居りますと、農村にもと云うのであります。農村にも理想的なものが出来たらそれは結構であります。併し農村の消費者と云うものは非常に複雑でありまして、農村に於ける消費者と言へば、配給を受ける者が大部分であります。それはどうかと言ひますと、保有米を持つて居つても出せと言つたら出して、今度は幾らか還元してやろうと言つると還元を受けまして、そう云う者を入れて一つに扱ふことが危険難でありまして、農村に於ては食糧の主食物の配給を目標とした消費組合が必要か否かさえ、私は疑問に思つて居ります。それでありまして、此の建議が農村を加えたものであつて、而も是が一つの基になつて、そうして農村にも斯様なことを進めて行くと云うのであります。そこには私は少し見解の違ひがありますから、少くもあなたの此の建議の精神は都市に於て極めて重要であり、發達したが宜からう、農村の方は少しまだ研究をしてという考えを持つて居りますから、それだけ御含みを願ひます。

三番（賀川委員） 農村とか全国に千五百の町があるのです。此の千五百の町は相当に大都市同様に困って居りますから…。

十四番（岡田委員） 純粋な消費者のある所なら結構です。三番（賀川委員） そう云う意味をも含めた農村地区という意味です。

十七番（高橋委員） 食糧管理制度の改善上執るべき方針に付てであります。是は当面の問題と前途の問題とあると思うのであります。無論当面の問題が重大であることは言うまでもないと思ひますが、併し同時に先のことを考えて当面の問題の処置を講ずることが此の際必要だと思ひのであります。それに付て先ず第一に問題になることは、今後の日本の経済が世界経済に入つていく場合に農業殊に日本の主食関係がどう云う形で入つて行くであろうかと云うことが、此の際重大な問題をなすのではないかと思ひのであります。と申しますのは、今動きつつある世界の情勢から言へば、日本は貿易の再開を許される時には、何等かの形の枠に入れ込まれると云うことは必ずではないかと思ひのであります。其の形は現に「ブレテンクス」協定や、又「アメリカ」「イギリス」の方で音頭を取つて進みつつあるような世界の通商会議等から考えまして、高い保護関税乃

至は貿易上の制限、輸出入の制限、斯う云う風なものを極力排除する貿易体制を作ろう、斯う云う方向に向いて居ることは、御承知の通りだと思ひのであります。若しそうなる、日本もそう云う形に於て世界貿易の枠の中へ入つて行かねばならないと云うことになりますれば、今まで執られて居る主食対策、例えば今までの管理に依りましても、貿易の輸出入を自由に制限もすれば関税も自由に上げられると云う風な自由が果たして得られるのか得られないかと云うことに、多大の疑問があるのではないかと思ひのであります。そうだと致しますと、今までのような食糧管理の仕方で行つて宜いか悪いのか、今までのような食糧管理の行き方では、そう云う世界貿易の枠の中へ入つて行かざるを得ないと云う所へ追込まれる可能性が非常に多いと思ひのであります。其の場合に日本の農業はどう云う情勢になるかと云う風なことが重大な関心事になると考えられるのであります。其の要求は兎に角として、今の食糧管理のような形で行くのか乃至は専売という形で其の問題が突破出来るのであると云うのであれば、其の時に備えて、現在の管理の方法を予めそう云う方向に向けて行けるように用意して置くことが必要ではないかと思ひのであります。そう云う意味に於きまして、今度

の日本に於きまして詰り世界の貿易に入つて行く其の場合に、日本にどれだけの自主権があるかと云うと、遺憾ながら日本はどうしても世界貿易の中へ入つて行かなければ立つて行けないのである。世界貿易に参加を許すと云う場合には、恐らく彼等連合国側の方で決めた枠を承認しない限り入つて行けない。若し、斯う云うことになる<sup>と云うこと</sup>でありますれば、我々は此の際其の点を十分考慮した各種の食糧対策を講ずることが非常に必要ではないかと思ひます。そう云う意味に於きまして、そう云う点に付て若し御研究があり、試案があれば伺いたいと思ひます。若し又そう云う所まで行つて居ないのでありますならば、それ等の点に付て、特に御研究になるような措置を講じて戴きたいと思ひのであります。

次は当面の対策に付てであります<sup>が</sup>、食糧管理は現在の所其の範囲が、さつき管理局長官から御説明もありませんように、米、麦、諸等に限られて居りますが、今日のような食糧の絶対不足の状態に於て、食糧管理を主食だけに限つて宜いのかどうか、副食までも合して一元的に之を考へる必要があるのではないか<sup>か</sup>どうか、そう云う風な点<sup>が</sup>も一つの大きな問題ではないかと思ひのであります。供出も無論大きな問題であります<sup>が</sup>、同時に今日の我々の生活か

ら言いますと、主食の配給が足りなければ副食で行くのであるし、副食が十分であれば主食の方は節約が出来るし、其の間に区別は余りないと云う状態ではないかと思ひのであります。それを別にして食糧管理をやつて宜いのかどうか、極力之を一元化すべきではないか、そう云うような点<sup>が</sup>も一つの大きな問題を成すのではないかと思ひのであります。此の点も此の本会の審議上十分御研究御願ひしたいと思ひ点であります。尚お是は一<sup>マ</sup>寸質問になるのであります<sup>が</sup>、今日までの食糧管理に於きましては、作付と云うものを強制し得られるのかどうかという点<sup>が</sup>、例えば主食の方として幾ら斯う云うものを作付しろ、そうしてどうい<sup>う</sup>ものは作つていけないと云うようなことが、依然として強制が出来るのか出来ないのか。さっきの御説明の中で一寸疑問を持った点であります<sup>が</sup>、(判読不能—解説者註)の時にそれも一寸御説明願ひたいと思ひます。

和田幹事 作付統制の所だけ御説明申し上げます。作付の統制は今後は出来ませぬ。それは今までは総動員法に基きまして、臨時農地管理令と云うものがありまして、其の中に作付統制の出来る規定があつたものですから、その規定に依りまして行つて居つた訳であります。併し今後農地調整法が改正になりまして、それと同時に臨時農地管理令の農

地の管理の点だけは法の中に入れては、作付統制の規定を省きましたので、随いまして今後は作付統制は命令に依つては出来ないことになって居ります。唯併し何と申しましたも、大体の生産を或る程度計画的に県に割当てて、生産の方向を示すと云うことは必要でありますので、法規には依りませぬが、依然として作付の割当ということとは、本省から県々にやつて居ります。

楠見幹事 最初の二点の御意見御質問に付きまして御答え致します。先ず当面の対策の問題で、副食物との関連の問題であります。勿論食糧の全体の点から見ますと、副食物は只今仰せの如く極めて密接なる関係にあることは御説の通りであります。唯私共と致しましては、是等の根本問題は、諮問事項の説明にもございましたように、何と申しましても増産の点にあると考えて居るのであります。例えば最近野菜の不足、是も生産減が最も大きな原因をなして居るのであります。随て一面に於きまして、副食品の増産に付ては、別途私共と致しましては、立案し、又実行に移したいと考えて居るのであります。それと同時に配給の問題、是も御述べになりましたように、当然副食と合して行かなければならぬ問題であります。所謂総合配給食糧という観点から致しましては、当然考慮しなければならぬ問題と考

えて居るのであります。別途野菜或は鮮魚介類に付きましても、配給の問題は考慮致して居るのであります。併しながら余りに副食品の野菜或は魚介類と云うような問題にまで亘つて全体に付て御審議を願うと云うことになりまして、非常に広汎になって参りますので、今回御願ひ致しましたのは、特に其の中の主食糧―勿論色々御研究御審議を願ひます際に、論議の対象として戴くことは結構であります。主として私共の希望致して居りますことは、主食糧に付て御願ひ致したい、斯様に考えて居りますので、御諒承戴きたいと存じます。それから今後の日本経済が世界経済に入つて行きます場合の日本農業の地位と云うものに付ての御意見でございますが、勿論そう云う点も十分検討を加えて置かなければならぬと考えて居るのであります。唯差当り私共まだ其所まで検討致してございませぬ。随て色々改善の方策を御考え願ひます場合に、是も諮問事項の中の説明にも謳つてありますように、現行管理制度の運用のみに限りませぬ、更に進んで現在の制度自体に付ても改革すべきものは改革してやつて参りたい、斯様に考えて居りますので、それ等の点も十分御論議を御尽し願ひたい。斯様に考えて居る次第であります。

三番（賀川委員） 私は伺いたいのですが、主食と云うの

は澱粉のものばかりと云うように取られて居りますが、赤ん坊の如きは牛乳がなかったらやつて行けぬと思います。随て私は牛乳問題の如きを取り上げて戴いて是非はつきりした方向を決めて戴きたいと思ひます。東京都内の栄養失調者を調査しますと、澱粉食はやつて居りますが、やはり瘦せて死んで行くのです。二時間程前までピンピンして居った者が、急に失調で死んでしまう。是は主として澱粉のみを基礎にする栄養失調と思うのです。私は此の際主食のみに付てと云う考えは間違つて居ると思ひます。主食のみとしないで、全体に関する食糧に付て御審議願わぬと、私は日本に於ける非常な食糧に対する誤謬の発生があると思ひます。例えば栄養問題から考えますと、リノフィンプロピオン酸とか、ピクリン酸とか云うものは常に除かなければならぬ。それは動物質のものに決まつて居りますから、此の際私は植物質澱粉だけでなく、そう云つた方面も入れて審議さして戴きたいと思ひますが、如何でありますか。楠見幹事 御答え申し上げます。牛乳の問題でございますが、是の配給統制と申しますか、そう云うようなことに付きましては、先程も高橋さんからの御質問に対して御答え申したように、別途考えたいと存じて居ります。唯牛乳の問題に致しましても、野菜の問題に致しましても、主要食糧の

問題と極めて密接な関係があります。只今幼児の食糧問題に付きましては、現に穀粉等の配給のことを考へて居りますが、更に溯つて考えますと、牛乳の基である乳牛に付ては、是は供出制度と極めて密接な関係を持つて居るのであります。最近の乳牛の減り方は肉の統制の問題からも来て居りますが、一面肥料の問題からも来て居るのであります。即ち乳牛を飼養致して居ります農家に対する供出の問題、是が乳牛の飼育食物を植付けて居ります畑に対しましても主要食糧の作付として供出割当が行くと云う為に、乳牛が飼料に非常に困つて居る、斯う云うようなことになつて居ることも、一つの大きな例であらうと考へて居るのであります。随ひまして、此の主要食糧の供出問題、或は配給の問題、斯う云う問題を御論議願ひまする際には、当然乳牛の問題も、論議の対象にならうと考へるのであります。野菜の点に付きまして、野菜農家に対する食糧の問題、是が結局野菜の生産が確保されるかどうかと云うようなことに密接不可分の関係がある訳であります。当然斯う云う問題は御審議願ひたいと考へて居る訳であります。此の点御諒承を願ひます。

二十四番(柳川委員) 現在の管理制度の過程に於きまして、主食が段々と米から麦、藪と云うような風に過程を辿

つて参りました結果とは存じて居りますが、現状に於きまして供出の問題、農村に於ける配給の問題を繞りましても、米が余りに重点になつて居りまして、都市に於ては総合配給所等に於て各主食が適当に総合調整をされて居るようでありませんが、農村に於ける供出の問題に付きましても米が重点であつて、米を作つて居ります農家は、非常に米に対する供出の責任があるけれども、畑だけ作つて居る農家に対しては、其の他の責任供出量が非常に薄い。又転落農家になつた場合に於て田を一段作つて居る農家と、畑だけ作つて居る農家に於ては非常な差異がある。是は管理統制の過程に於て米が重点化されて来たという過程があるから、已むを得ない結果と存じて居りますけれども、現在のような総合配給・総合供出制度を執られて行くと云うような場合に於ては、此の点に付ては凡ゆる面の農村に於ける総合供出制と云うものの確立をしなければ、主食の供出の全きを期することが不可能である。非常な困難性があると云う点に付て今後の供出制度に関する一つの課題として御研究を願うことが必要である。それから農村に於ける実感から申しますと、耕地反別の的確性というものがはっきりして居ない。先程管理局長官から収穫の統制調査をやるといふような御話もある。現在に於てはやつて居りますけれども、

も、其の基を成す所の耕作反別の的確性が非常に薄い、昨年来農林省に於て統計の所謂耕作反別の調査を完全にやると云うような施設を講ぜられて、町村にまで行亘つて居りますけれども、其の実態が又適格性を欠いて居ると云うような点等、今後主要食糧の管理制度をやる上に於て不備な点が非常にあると存じております。そう云う点に付ても今後の研究を進めて、的確な耕地反別、それから総合供出制度の確立と云うような点に一段と御研究を願う必要があると思うのであります。

それから当面の本年の供出対策としては、何としても資材の問題が第一であります。肥料なり農機具なり、殊に肥料の問題に付いては万全の対策を立てて行かなければ、今後の供出は私は絶対に不可能と思ひます。今度色々な緊急措置令が出ましたけれども、又肥料の為に用意して居る米と云うようなものはないのであります。肥料の対策を立てずに、今後の供出問題と云うものは非常に困難な情勢に陥り、肥料があれば一層供出が楽に行くと云うような点を十分今度の審議会に於ても取上げて戴きたいと思うのであります。只今に於ては反当三貫目程度の肥料では、到底供出が円滑に行くと云う訳には参らないと思ひ、又収穫統計を取つて見ますと云うと、現在の配給肥料で作つ

た農家より、精農家で色々な丹精をして作った農家の方が却って供出の結果に於て馬鹿を見たと言うような結論が出て参つて居りますので、反別の問題と此の收穫統計の問題と色々噛み合せまして、今後の管理制度の点を御研究を願いたい。細かい点に付ては順次我々の方でも色々な対策を立てて用意を致して居ります。後刻申上げる機会がありましたら申上げたいと存じて居りますが、簡単な其の点だけ御願ひして置きます。

十四番(岡田委員) 私共は食糧の生産に大正十年頃から携つたことがあつたり、地方に居つて指導もしたり、色々なことをやって来て居る關係上實際問題の種々の疑問が自分にある。考へて見ますのに、私等の如く村で指導をした、又自分も多少農業をしたりする者に疑義があるようでは逆も食糧対策は旨く行くものではない。どうしても直接之に關係する者は疑義のないように、根本方針で斯うするのだと云うことが分つて居なければならぬのではないかと思はれる。従つて今度の審議会に於ては、少くとも左様な風に地方の指導者も、政治家も、学者も成程現在の事情から言へばそれより外方法があるまいと云うような程度まで一つ御研究を願ひたいと思ひます。三合配給制度、五合配給制度、斯うすれば出来る、ああすれば出来る。勝手な

議論が出来る間は色々な方面に迷ひが起つて出来るものではない。色々議論してもそう云うことは出来ないと言うようなことを突留めたて、今の新聞に現われるような、何処を押し宜しやら分らないような、村の指導者も見當が付かず、村の農家も分らないようなことではいけないと思ひます。そう云う見地から考へて見ると、先ず私は生産部に於て物をはつきりして置かないといけないと思う。日本の凡ゆる農家―凡ゆると言ひましても、極めて能力を持つて居る農家の成績や試験場の成績を基礎にしたものでなく、全体の農家が平均して是だけのことは耐えられる。指導されればやれるものだと云うことを標準にして、各作物、種々なる食糧が如何なる条件の下に於てどれ位生産出来るかと云うことを先以て突留めて、是れ位出来るだろう。そうして消費の方は割出しが出来るのでありますから、三合が出来ないなら出来ないで宜しい。二合三勺なり二合八勺なり、是は比較的科学的に計算出来ますから、是だけ必要だ、是では足らぬ、是れ位が丁度宜いと云う計算が出て来る。おつつかつつ生産が出来て生産に無理がない以上は、それが生産対策の基礎になつて来るし、幾ら努めても現在の生産能力、自然条件から言つと、今の所は是だけしか出来ないと言ふなら、あとは否應なし、どうでも斯うでも輸

入を仰ぐより外途がないのであります。輸入を仰ぐか人を海外に送るかしなければならぬ。そこで是だけはどうにも仕方がないのだからどの手で以ても輸入を仰ぐ。此の輸入は勿論農家の責任ではないのでありまして、是は国の政策に依つて、少くとも経済政策に依つてやると云う途がはつきり致したならば、茲に生産部面に於て是だけは国内でなし得るのだということが決まる。それが決まりましたら配給機構を成るべく弊の少ないようなものにする。そうして国の現在やりつつある指導方針は何処も彼も成程ということが分るようにならなければならぬのではないかと思つてあります。そこまでは非やつて行こう。是は不可能でも何でもないのであります。

其の次に色々御質問がありましたことに関連するのですが、生産と云うものに対しては、農業経営の利潤を基礎にするか、経営上から言つと多少他の方が利益であつても、国民生活の必要上其の利益は犠牲にして置いて食糧を作る方にするかと云うことが大事である。今日それが一向はつきりして居りませぬから、色々苦情を言つたり、又人に依つて色々な感情が出て居るのであります。是は私共で別にこつちが宜いと云う意見を持つて居りますが、それは今日は述べませぬ。どつちかにはつきりして斯う云う基礎の

理論に依つて生産はやるのだ。今割当がありましたが、割当というのが基礎も何もないのではいけないと思う。斯う云う計算で出来るだろう。其の村は其の位努めれば出来る筈である。甚だしく相違がないと云うことになればそこに雑音は入りにくいのであります。是は先ずどの生産に対してはどの方針で基礎を指導誘掖するか、是も突留めてやるように願いたい。

其の次には配給機構と云うものをどうするかと云うことに付て、是は食糧営団が色々やつて居りますが、食糧営団のやる方法ではいかなから他にやれと云うことが新聞紙等に出るが、それならどの方法が宜いかと云うことはない。現在のものはいかぬという議論は出るが、それより此の方が宜いと云うものがない以上は、色々世間を迷わすだけでありまして、中央に居る人はああ云うものに迷わされぬかも知れないが、地方に居る者は始終悩まされる。何のことやら訳の分らぬ。明日に片付かぬようなものはつきりさすべきではないか。それも幾ら議論しても分らぬことなら仕方がないが、今日まで色々議論して居りますと分るのでありますから、今日のような不徹底なことでもなく、誰にも分るようによつて貰いたい。そうしなければ、何処も彼も迷うて居ると云うことがあるのではないかと云う感じが

するのであります。でありますから今度の審議会に於きましてはそれ等の点を一つ一つよく徹底させて反対の議論が皆無にしても、どれだけ方法があるか、具体的な案を示して、其の政策が明確に徹底するような風に願いたいと思います。希望を申上げて置きます。

三十五番(須永委員) 後で議事進行上に関する意見を申述べたいと思いますが、話が中心にしたら宜いか余りよく分らないのでありまして、私共議事進行の形はもう少し整理をされてなざることが宜いと思います。只今、話の中心になった問題に付て二、三申上げてみたいと思います。主要食糧品と言われて居る米麦の供出の問題が中心のように只今議題になつて居ります諮問事項の中にあるようであります。此の問題に付きましては先程参考として管理局長官から三項が示されて居ります。私も實際疑義とする所はやはり此の三つの点にあるのだと云う点に付いては同感であります。生産統計が非常に当てにならないものである。是は生産統計だけでなしに更に實際に入るべき米がどれだけあるかがちつとも基礎がないと思うのであります。それは統計の誤りもあるでありますし、段々推移して行く間に於て變つて居ると思ひます。例えば十一月乃至十月頃の方針でありますならば、獲れる米の全体を対象にして考

えられますが、今日のように相当消費が進み、闇取引で移動が行われて、而も供出は半ばにししか行つて居らない。斯う云う状態の時に於きましては、生産統計が当てにならないと共に、仮に正確な統計があつたにしても、今日以後の米の管理さるべき量が果してどれだけあるかと云うことはやはり分らないのであります。そこで私にも申上げましたことがあると思ひますが、是れ程重大な食糧問題、我々が「カロリー」の配給さえも問題になつて居る時でありますから、退蔵されて居る米、或は計算外に取残されて居る品物一切を含めた食糧の実態調査を一遍やる必要があると思ふ。それなしに、唯不確実な統計、或は其の後の移動が色々な形で行われて居る。今日唯百「パーセント」の供出という形だけでそれに付いて居つても何等配給面に於ける基礎のある数字と云うものは出て来ない。是はやはり将来に於きましては無論生産統計を正確にやると云うことを基礎にしなければならぬと思ひますが、現在に於ては一應実態調査をやる必要がある。それなしに何を考へてみても實際には役立たない、数字が出て来ない、斯う考へて居ります。

それから第二番目に言われました割当の公平の問題であります。供出に非常に影響を及ぼす問題は此の問題だと

思います。私共も日本社会党に所属して居りまして、強権発動に対して反対の声明をなして居ります。理由の大部分は此の問題に係りして居ります、即ち出鱈目な統計の上に割当てて来て、割当自体が何等根拠がない。先程管理局長官の説明の中にもあったように生産された実態の数量から生産農民の食糧を一定の率に依つて差引いた残りを供出するのか、或いは段別割で供出するのか、此の点さえもはっきりして居りませぬ。そこで今實際供出の旨く行かない所に就て調べてみますと、非常に割当が不公平に来るものが多いと云うことも御説の通りであります。斯う云う風に割当も公平を欠いて居ることが幾らもあります。又実態の数量と関係のない生産統計に依つて割当てられたものに非常な不公平のあることも事実であります。そう云う不確実な基礎の上にあるものを強制に依つて出させる。斯ういう手抜きを執ることが間違つて居ると思ひます。従つて如何に強権発動の聲が起きようとも、農民の方に於ても正しい主張がある限り、中々米を出して来ない。今までに於て私はこんな長らく供出に暇の掛かつたこともないと思ひます。斯う長い間には米の消費が色々な形で動き出してしまひまして益々困難になつて来る。割当に対する問題ならば農林省が曾つて執つて居りましたように、還元配給を認めない。

生産農家は保有米を此の中で取れということをはつきりして置いたが宜いと思う。地方地方で色々違いがある。此の資料で示されて居るように農家保有米が減つて消費地に当てられる米の数量が殖えて来るのは還元米数量割当操作が実行組合長が上手になつて来た為に、小さい農民まで供出させて、大きい農民の方が供出を割当てられた数量を減じて、大きい農民は闇売りの米を残すようにして、小さいものは当然二月か三月までしか食えないまで出さして、割当数量の中に入れて翌日から配給米を食わせる。此の技術が進めば進む程供出数量は出た訳で還元配給になつてしまつて居る。一方では闇行為が出来て農家から言えば、食う物もない。還元配給が確實でなければ出せないと云うような考えを起して来るのはそれが大きな原因だと思ふ。此の点がはつきりしない限り、供出を阻碍して居る原因があり、供出を百「パーセント」さしても實際米の方から言えば意味をなさない。百「パーセント」が違つて来ると思ふ。此の点も一方に段別割にするならする。或は保有米は生産農家に一定の率に依つて取らした残りは出すのだ。どつちかに決めて割当をやる必要があるのではないかと思ふ。

第三に総合調整の問題であります。先程御説明がありましたように、作付命令さえ今度はないで総合的な供出

をさせる。これは非常に冒険だと思ふ。なぜかと云うなら、価格の点がさつぱり調整されて居ない。今にありませぬ、自由だと云うことになりますと、作付が自由になつて参りますならば、農家は一面価格に於て有利なものにどうしても馳つて行く。そうして何時も収穫物が中心になりまして、日本の低物価政策の犠牲になるのは米や麦である。斯う云う形は農家経済の上から言いますならば、今年あたり収穫困難とされて居る米や麦を作つた者の経済と大根や葱を作つた者の経済とは非常に違つて居る。是等も作付割当なしに而も価格調整が取れて居ない時に唯総合供出の形を探つて行けば、非常に無理なことを考へて全体には調整の取れない結果を生ずると私は思ふのであります。先程長官の言われた中で供出米の問題としては農作物の価格及び他の経済との關係に於てもっと今年は失敗して居るのであります。此点は相当考へられなければなりません。例えば最近供出米の生産者価格を三百円にする。洵に表面としては宜いことであります。併し之を理論的に考へて見れば、若し百姓が本當に同胞愛に燃えて十二月中に供出を完了して居つたらどうなるか。十二月中に百五十円の価格を以て若し供出が終えて居つたならば、あれは間違つたから三百円やると云う風に到底修正されないと思ふ。結局決つて居て供

出が出来ないで居たから三百円と云う価格が供出した分まで支払われる。是は価格操作の上で供出が半ばまで行つてから引上げるなんということは非常に工合の悪いことだと思ひます。それも前の百五十円と云う価格が他の物価に對して比較にならない価格であつたから新しい農林大臣が御努力の結果直されたと思ひますが、全体から言つて価格の面から見たら供出を阻碍するものは価格であります。決つて居れば宜い錢になる。五割程度であると供出が止まつたら又上げはしないか。斯う云うことになると思ひます。是は食糧対策とは言いながら、価格統制の問題が全般的によく行つて居ないとやはり障碍になつて来ると思ひます。供出をやらせる為にそれなら今どう云う処置を執るかということになつて来る。是は価格の問題も今決められたものに依つて消化されると云うことになるかも知れませぬが、もう少し政府が見透しを付けた―所謂統制を行うなら統制を行うように一箇年位の見透しを付けた価格で初めから出發して居ないと、結局それが作付面積の上にも影響を及ぼして来ますし、供出の方面にも影響して来ると思ひます。先程管理局長官が言われました三つの問題に對して私の意見を申上げて置きます。

それから議事進行上のことでありますが、先程議長の方

から説明された内容に依りますと、非常に広汎な食糧対策一切を審議するのだ、斯う云うことになって居ります。そうして諮問第一号は今の主要食糧の管理が中心になって居るようであります。併し私共が之に対する研究をする為には、将来長く続くと思いますが、出来るならば、諮問の第二、第三、第四があるならば、項目だけでも示して貰って置くと、今後我々が研究して行く上に於て研究の余地があると思ひます。そういった後で出て来る諮問の案がありますならば其の項目だけでも示して貰いたい。尚お項目が分つて来ればそれに対して研究資料の請求を私共されて戴いて、次の機会まで研究の材料とさせて頂きたいと思ひます。意見やら質問やらになりましたが申上げます。

議長（副島副会長） 議事の進行に付て私から御答え致します。只今は諮問第一号が議事の中心であります。唯其の前に賀川さんから動議が出まして、建議案に付ての説明を求めた訳なんです、賀川さんの動議は諮問第一号と密接な関係を持つて居りますので、便宜中間に動議の説明を求めた、斯う云う訳であります。

それから只今御話の諮問第二号以下に付ては今まだ考えて居りませぬ。唯茲に広く皆さんの御意見を承つて追加すべきものがあれば順次追加して戴きたい、斯う云う考えを

持つて居ります。

三番（賀川委員） 食糧輸入のことに付きまして私共心配して居るのですが、我が国の食糧管理の方法が経済民主的方向に向つて行かなかつたら私連合軍は日本の国に対する食糧の輸入を余程手控えると思つて居るのです。既に好意的な表示を持つていらつしやるけれども、「エドワーツ」委員会と云うのがございます。是は御存じの通り財閥解体委員会でありますが、其の「エドワーツ」委員会に於ては努めて協同組合的方向に向くようにというのを我々に勧告して居るのです。従つて強権を發動して供出をやることは結構と思つて居りますが、其の内容が努めて自主的に向に管理すると云う内容を持たぬと、強権の發動が資本主義的強権の發動になつて、農民層が喜び消費者階級が喜ぶものにならぬと思つて居る。そうすると自ら食糧輸入が止まつてしまふ。それに付て出来るだけ速かに建議案も御議定願ひたいと思つて居る。そうして此の議場に掛けて、出来るだけ早く実施して戴きたい。最近まで消費組合も意識しなかつたのであります、急に今度の食糧非常時対策に依つて意識した傾向を持つて居るのです。我々としては實際是は困る、斯う云うようなことになつたらえらいことになると思つて心配して居るのであります。私共の出しました建議案は諮

問下さった諮問事項の第一号の内容を多少含んだものでありますから、此の点も議事進行の上に於てよく御心得願いたいと思うのであります。

十番（重政委員） 賀川さんから御提案になりました建議案に付てでありますから、消費組合の發達を得て自主的の配給をやらすと云う方針に付きましては、私共其の精神に於て異議はないのであります。往年消費組合が相当ありまして、午前中に説明のありましたような食糧の管理を已むを得ず採られました際に於きましても、色々出荷に依りまして配給が違つて見たり、運配の關係其の他色々の關係がありまして、地域的にどうもはつきりしない消費組合を使うと、二重、三重に配給を受けるといふようなことがあつた為に、已むなく地域的に比較的單純である、詰り俸給生活者のみの或る一地域といふような所は消費組合を使うと云うようなことになつたものと考へて居るのであります。今何等の制限もなく消費組合があれば直ちにそれを使つて地域的配給をやらすといふことに付ては、色々研究を要する具体的な問題があるのではないかと考へるのであります。従ひまして是は議事の進め方を如何様に致しますか、それにも依ることではありますが、此の諮問の問題は何れ小委員なり其の他作られて御研究になることだと思ひますが、そ

れに併せて一つ御進めに相成つたら如何なものか、斯う考へるのであります。

十九番（大槻委員） 先刻長官からの説明にありましたように、食糧管理の範圍と云うのは、食糧が窮迫すると共に段々に其の範圍を広めまして、最初には米、次は米麦、次は雜穀を加えて米麦、雜穀、次には藪を加えて米麦、雜穀と云うように段々に範圍が広まつて参りました。今後益々不足するとすれば、斯うした情勢は更に進み、現在の制限付な総合配給と云うものは完全な総合供出制まで行くような状態になりはせぬかと思つてあります。他方作付統制令が解かれました、農民は米麦だけに囚われなないで食糧を生産するといふ方向に進む。そうしますと従來の行き方から見ますと、食糧管理は主として政府或は食糧営団等が非常に管理し易いもの、米麦そう云うものを管理して来たように思つてあります。それで私共地方に居りまして生産や何かに關係して見て居りますと、藪と云つたようなものを供出配給することを非常に嫌うのであります。なぜ嫌うかと云うことを見ますと、それは何等施設がないのでございます。運搬の施設がありませんし、貯蔵の施設がありません。それから藪を配給するだけの人員がない。何もないのでございます。それで消費者は現在になりますと米

麦などよりも諸の配給を非常に欲して居てもさつぱり配給がない。そうして米麦に於ては日本に於ける食糧としての増産の可能性と云うものはもうないと思うのであります。どうしても諸の方に進んで行くと思う。是は現在段当りの収量が、「カロリー」量として大きいばかりでなく、可能性の開發と云うことから行きますと、どうした所が諸が非常に大きいのでありますから、技術の改善にせよ何にせよ、資材其の他の条件の足りない所に於てやるにしても諸の方はどうしても多いと思います。そう云うようなものを管理し得るような施設をもつと積極的に政府に於てやって戴きたい。やつて置かないと飛んだことになりはしないか、供出が進みますと諸を腐らしてしまふ。そういうことが非常に多く起ると思います。是は実情から見ますと、軍に机上で事務としてやるだけでなく、技術的内容にまで入つて大々的に此の窮況に対応するような管理をして行く方法を採る必要があるのではないかと思ひます。どうも水が多くて腐り易くて取扱のしにくいものは嫌われて居るようでございます。嫌われて居るもので以てやつて行くより外やり様のないのが日本の現在の実情ではないかと思うのであります。諸などは増産上の可能性があるばかりでなく、貯蔵上に於ても腐り易いものだけでも、生諸で腐らないよう

に貯蔵する工夫は幾らでもあると思うのであります。

それから加工の方面、利用の方面でございますけれども、現在六十五万石の米を酒醸造に用いて居ると云うことは、是は「アメリカ」に対しても少し遠慮しなければならぬのではないか。「トルーマン」の政府に対する命令と云うものを新聞紙上で見ますと、小麦を飲料用の「アルコール」製造に用いることを禁止し、更に雑穀を制限して居ると云うことを聞いて居る。それは自国民の食糧だけでなく、戦災を受けて各国民が食糧に窮して居るから世界の各国民が食糧に窮して居る時に「アメリカ」の国民が嗜好用に小麦を用いると云うことは道義上許されないと云う意味合で、小麦の使用を禁止し、雑穀の制限もして居るようでありまふ。斯う云う時に、日本が食糧の輸入を「マッカーサー」司令部に懇願しながら、米の六十五万石を酒の製造に用いて居ると云うことは、少し變ではないかと思ひます。斯う云うものは「アルコール」なら「アルコール」として諸などを利用すれば、是は生産界に於ける諸の利用として「アルコール」は十分出来ると思ひます。諸の生産界にはまだ生産できますから、加工設備さえあれば諸を原料として云う云うものに充て、米を酒の原料とすることなどは今後に於て少し考へる必要があるのではないかと云うように思ひ

ます。

三十番（河井委員） 私審議会の議題は初め御説明のありました通り非常に広汎に亘りまして対案を検討する御趣意と承つて居ります。そうして茲に提出せられました諮問事項は一つでありまして、其の範圍は極めて広汎であります。要するに食糧管理制度を如何にすべきか、そう云う問題と解するのであります。私は食糧管理制度は畢竟分配論であつて、其の分配せらるべき対象物、即ち食糧の増産が達成せられた上は、どんなに管理制度を詳しく、又公平に致しましても甚だ不十分なる結果を生ずるものであると云うように考へるのであります。其の食糧の生産が不十分であると云うことは、是は戦争の直後として当然起ること、政府が御発表になりました昨年の米の生産量、或は麦の数、或は甘藷の数、其の他色々のものの数字は極めて顯著に減少して居ると云うのでありますから、どうしても其の生産を増強する方向に此の際審議会として対案を立てて行かるべきものであると信じて居るのであります。固より当面の問題として連合軍司令部から出来るだけ食糧の輸入を許して戴くと云うことは、是も為さなければならぬことであります。併し何としても国内自身に於て生産上自給政策が確立する方法を今日研究をして決定を願いたいと云うことを私

は考へて居るのであります。其の点から申しますと、只今私共と考へて居ります所と同一な非常に有力な御意見が出て有難く思うのでありますが、何と云うても米の偏重主義というような食糧生産の方針では此の食糧対案に満足を与えることは出来ないと思つて居ります。然らばどうかと云えば、生産力の最も多いものから之を生産するかと云えば、生産力の最も多いものから之を生産する。それを取入れて増産するという方面に力を尽さなければならぬ。此の点から申しますと、只今他の委員の方から御話になりました甘藷の増産と云うものは最も時局に適切なるものである。尚お麦の増産、是亦余程余地があると云うことを考へて居るのであります。従いましてどうか此の審議会に於きましては、そういうものは如何にして増産が出来るか。而して国民生活としてどれだけの数量が要る。それに対してどう云う方策を以て行けば宜しいかと云うことを御決定願いたいということを私共希望するのであります。一例を申しますと、少し統計は古くなるかも知れませぬが、全国陸稲の作付面積は、昭和十八年に於ては十三万五千町歩であつたと思つて居ります。而して其の收穫量が大体一段歩に付て八斗三升程度であつたと記憶します。でありますから十三万五千町歩に依つて百十何万石の陸稲しか出来ない。併し若し此の陸稲十三万五千町歩をば甘藷に転換して甘藷

作を相当よくやりましたならば、私共常識に於ては大体段当千貫までは行き得る、斯ういう風に考えますから十二億貫の甘藷が出来る。そうしますれば大体七、八万石程度の米の「カロリー」に匹敵する増産が出来るのではないかと云うように考えるのであります。何も米に換算してやる必要はないと思いますが、念の為に申せばそうであります。そうしますと陸稲を作るよりも甘藷を作る方が数倍の食糧補給力が付くと云うことになるのであります。或は又水田等に於きましても生産力は極めて少い所がある。そう云う所は排水さえ良好であるならばやはり甘藷を作ることが出来る。そう云うように考えられるのであります。そう致しますれば食糧問題の解決は直ちに出来るのではないかと、今日恒久策と直ちに実行すべき策との区別を茲に立てまして、例えば耕地を開墾すると云うことは数年後の生産が上る。是は確実に上るのでありますからそれをしなければならぬが、我々国民は今年どうして安全に衣食糧を得られるかと云う問題に当面して是で弱って居るのであります。そう云う際に於て、先に行つて増産するよりも、先ず今年是から何を食つて行くか。何を増産して行くかということから適切な増産政策を立てて戴きたいと云う希望を私は持つて居るのであります。其のことも一つ此の機会に申上げて置くので

あります。

十二番（加納委員） 只今賀川さん、大槻先生、河井さんから連合国側の日本に対する食糧の御話に一寸触れて居りましたので、私が毎日のように連合軍司令部の方に行つて居ります関係上食糧に付てどう云う風に関心を持つて居るかということを一、二、三御参考に申上げて置きたいと思ふのでございます。

近頃参ります度に訊かれますことは、供出米の「パーセントージ」がどれ位になつて居るか、都市の「ストック」がどれ位になつて居るかということを非常に熱心に訊いて居るのであります。是は其の専門の所だけではございませぬ。上の方の長官の人達がそう云う風に訊いて居ります。

それから「マッカーサー元帥」の気持だと言つて私に話しますのは、どうかして日本というものを援けたい。そう云う気持は始終あるのでございます。併しながら何といつても世界中食糧が足りない時だから日本で以て十分食糧を出したと云う証拠を見せて呉れるのと、日本で以て食糧対策と云うものを本當に立てて出来るならば自給自足という所まで考えて呉れるということではなければ援助は出来ない。先ず差当りの問題としては非常に心配して居るから、小麦は持つて来られないけれども、肥料の輸入は、八十万「ト

ン」燐鉱石を持って来よう。是は食糧の見返りに肥料を持って来ると云うことになります。又数日前は小麦は持って来られないけれども、バーレイホールと云うものはどうだろうと云うような所まで向うは心配してやって呉れて居りますので、私は、どんなものでも宜いから呉れると云うものは貰いたい。斯う云う風に向うに言つて居るような次第でございます。

そう云うような訳で、向うは援けたいと言つて居るけれども、日本で自力でやつて行くと云うことを見せて、そして食糧対策と云うことを講ずることが非常に大事なことでございますから、どうぞ此の会で十分御討議になつて、何かものが出来たとすれば、それを向うの方に言つてやることは大変な日本の連合国に対する「ジェスチャ」になる、斯う云う風に存じて居ります。

序でもう一つ、向側が米の供出に付てどう云うことを私に一番注意をして呉れたかと云うことを御参考までに申し上げます。是は日本の民主化と云うことが大事であるのだから米の供出に付ても「サーベル」で威し斥けると云うことを出来るだけ避ける「フォース」でなく「パーシユエーション」(勧誘)でやつて貰いたい。農業会も市町村長も出来るだけ協力して、日本の為にどれ位供出と云うものが

大事だ、日本国民の消費量は是位あるからお前達出さなければいけないと云う説明で出すようにして貰いたい。斯う云うことまで向うが注意して呉れたような訳でございますから、私は農業の方の専門ではございませぬが、恐らく將來になりますと、教育と云うことが一番大事であつて、農林当局でも映画を用いるとか、映画を持って農村を廻わらして見せると云うことにして、如何に日本国民の食糧が大事で、百姓の責任が如何に重いかと云うことを十分に分らして、彼等が自発的に出すと云うことに教育して戴くと云うことが大事なのはなかるうか。結局は精神運動になつて来るのではなかるうかということを私は考えるのであります。

三十番(河井委員) 只今加納さんから私共の心配して居ります点に付て連合国側の最も深い関心を有する点を御示しになりました非常に有難く思うのであります。私は、是は素人論でありますから、専門家の皆さん、又政府御当局は御咄いになるかも知れませぬが、こんな考え方をするのであります。食糧自給と云うことは現在の国内に於て難かしいことでない、斯う考えるのであります。よく政府に於かれまして米なり麦なり其の他主要食糧に付て是まで作付命令が下つて居つた。それ等の作付面積の割当時に於け

る目標を示して、其の目標に対してどれだけ出来たかと云うことを比較して見ますと、大分減つて居るのであります。それから又生産目標と実収数量との差、是も亦極めて大きいものがあるのであります。併し其の間にどれだけ責任を持つて生産をやったかと云うことは私共には分らないのであります。成程予算の金額は殖えた、或は指導員の数は殖えたと云うような事実はありますけれども、それが殖えれば殖える程実績に於ては減つて居るのではないかと云うような風に見られて不安で溜らないのであります。斯う云う傾向は今日に於ても若しあつたならば、大変なことだと思ふのであります。私はこんな風に考えます。将来本当に出来るものに斯う云うことをおやらせになつたが宜いのではないかと思ふ。そう言うこと甚だ失礼な言い分になるかも知れませぬけれども、私はそう云う風に考えて居る。一体主要食糧がどれ位要るだろう。仮に米の生産が平均六千二、三百万石とすれば六千万石獲れば先ず宜しいと考える。麦が二千二、三百万石だろうと思ふ。是も二千万石位であつたらどうかだろう。そうして麦の二千万石位を米千万石と看做して所謂主要食糧に廻わす。そうすると大体七千万石分位出来る。尤も千万石位は何で出来るかと言へば、甘藷だけでも先刻申した十三万五千町歩の整理に依つて七、八

百万石分位は出来るだろうと思ふ。昨年当局は甘藷をどれだけと発表されたか知りませぬが、十三億貫位であつたと思ふ。私はもつと出来て居ると思ふ。其の証拠には、大體国民生活の二箇月分に近い位の食糧は甘藷に依つて維持したのではないかと考える。そういう生産力を持つて居りますから、恐らく二十億に達して居ると思ふ。そうしますれば普通消費として甘藷を十億、斯う仮定したら宜かろうと思ふ。其の十億に加えるのに十五億貫位の増産をすれば宜い。二十五億貫位やつたら宜いだろうと思ふ。其の位のことは私は出来ないことはないだろうと思ふ。生産割当はなさらぬとしても、甘藷の生産作付面積は五十万町歩位あると思ふ。そうすれば段当五百貫として二十五億貫。二十五億貫あれば一千万石に対する分位は米の方に廻わし得るのではないか。即ち八千万石分位は出来る。そんな風に私は簡単に考える。政治は余り細かく考える必要はない。大抵みに考えて斯う云う風に行つたら行けるのではないか、それを責任を持つて実行するといふ所に政治の要諦がある、斯う云う風に私は考えるのであります。私の数字、計算は統計を取つたものでも何でもありません。だから間違つて居るかも知れませぬ。併し昨年の米の出来高が四千二百万石程度であつたと云うことは私は考えない。少なくとも五千万石

はあったのだろうと私は思う。統計を持って居りませぬから分りませぬけれども、そう考えるのであります。そんな風にして参りますれば、本当に連合軍司令部の御厄介になるということ、あちらの好意と云うこと、殊に完全に敗戦した国、国民を救つて呉れると云う心持に対しては本当に有難いと考えるのであります。併し此の前の議會に於て農林大臣が説明せられたるが如くに、まだ今後毎年二、三百万石分位は輸入せねばならぬと云うことを当局が仰しやられたのでは溜まらない感じがするのであります。どうか斯う云う点に於て一つ食糧増産の根本対策を立て、それに対しては従來の行き方に囚われずにしっかりと方法を実行して実施して戴きたいと思つてあります。是は私現在静岡県に居りますので静岡県に於ての一例であります。陸稲の作付面積と云うものは中々減少することにならぬのであります。結局昨年度に於て八町歩位しか作付面積の減少を許さない。それはどう云う訳かという、排水工事をやつた結果、排水工事の影響を受けて水利が悪くなつた。灌漑水が来なくなつた。それでも県庁は許そうとしなかつた。結局実地検分をして、是では出来ないというのでやつと八町歩の水田廢地が甘藷作に換つたという事実を聞いて居る。そう云う風に囚われたる政策、囚われたる考えに依つて、

殊に「セクシヨナリズム」を今日強力に守つて居られたのでは食糧増産と云うことは出来ない。斯ういう風に私は考えるのであります。どうか一つ思い切つた方策―思い切つたと私は考えないのでありますけれども、的確な食糧自給政策を立てると云うことを此の會に於て御決めを願いたいと云うことを付け足して申上げて置きます。

二十八番(東畑委員) 私非常に小さい問題であります。尚お検討を要する問題を一つ御聴きしながら意見を述べたいと思つた。それは、供出と云うことに付て色々御話がございます。須永さんから強権を發動して供出させるといふことに反対だと言われ、先程加納さんからも、「サーベル」で行くか説得で行くかと言われたことに関連があるのですが、それは供出と云うことに付て寧ろ裏の問題があるのであります。保有米という觀念に付きましては、是は政府としてはどう云う御考えでおいでになるかと云うことが問題であります。先ず之を端的に申しますと、先ず一年分の食糧を先に取つてしまふ。斯う云う觀念が農民にも非常に強くあります。一般行政官にも多少強くあるのではないかと思つて居る。其の為に、若しも食糧不足で相当努力致しませんでしたも長い間日本はどうしても食糧不足になる。斯うな

つた時に、国民の一部分、謂わば、生産者の方で或る意味で食糧の不足がある。保有はそう云う風に解釈して、足らぬ部分は統々死んで行くことになると、他の部分の連中が農民の所に取りに行くこと云うことが起ると思う。そういう意味に於きまして保有米というものはどういふ思想的根柢があるのか、皆が足りない時に分けて保有すると云う意味があるのか、皆が固まって居るに拘らず農民其の他生産者は取る。是では分業社会に於て私は成り立たぬと思う。どうも国民生活は成り立たない。早い話が鉄を造る連中は鉄を自分で取つてしまつて他にやらない。斯う云う点も或る面に於てあると思う。そう云うことを考えますと、此の保有米と云う観念は元々ないのであつて、是は全部供出して農民に還元すべきものである。唯事実上そう云うことは出来ないから便宜先に取ると云うことになりすけれども、還元すると云うことの方が正しい思想ではないかと思ふ。食糧問題をやつて行く上に付てはそう云う風に私は解釈して居る。思想的問題でありますが、そう云う観念で農民にも凡ゆる配給業者にも説得して行くことが大事なことではないかと思ふ。加納さんは先程精神運動と仰しゃいました。精神運動と云う形になるか存じませぬが、中心問題は抑々保有すると云うことの真義を万人がはつきり掴

むと云うことに中心があるのではないか。予ね予ねそう思つて居るのでありますが、今まで保有米と云う観念に付て何等かの建前があるかどうか、斯う云う点を御聴きたいのであります。

議長（副島副会長） 只今の東畑さんの御質問は、保有米の理念的性質だろふと思ひますが、中々難かしい問題だと思ひます。それ等に付てもやはり根本的に練つて見なければならぬと思ふのです。段々まだ御意見もあることと存じますが、一応此の程度で打切つて問題が大変複雑して居りますから、特別委員会を作つて諮問第一号を委員の方で審議して戴きたらどうかと思ひますが、如何でしょうか。

「賛成」と呼ぶ者あり

十六番（中井委員） 一寸御伺ひ致したい。只今の議長の御提案に付て別に異議がある訳でも何でもありません。先程から本日の会議の根本的問題に付て御諮問がございました。私は先程十番の委員から御話がございましたように問題には根本の問題と緊急の問題とあると存じて居るのでございますが、本日御諮問になりましたことは極めて根本的な問題であると考えられます。そうして私共の一番心配致



はないか、斯様に考えまして御伺い申上げる次第でありませぬ。

副島副会長 只今の御質問は、四月、五月頃の食糧危機に對して政府は樂觀して居るのではないかと云う点から御尋ねのようであります、そうは考えて居りませぬ。現に今回地方長官會議に際しまして、其の後生産県の地方長官を残しまして、一騎打ちで懇談致しまして、出すものは割当てたものは必ず出して呉れと云うことを切望し、且つ大体諒承して参りました。それでも大体総理大臣の当初の皆さんに對する御話の中にも、又私が其の補足として申上げた中にも極めて重大な局面であると云うことを縷々申上げた積りであります。兎も角も現在の状態で参りますと、若し外国から輸入がなければ全国を通じて七月中には米がなくなることになって居ります。併しながら生産県の農家の手許には保有米が十月分まではありますので、是等も場合に依つては出して、乏しきを分ち合つて其の間に薯若しくは麦の出廻りを俟たなければならぬ。幸いに連合国に於かれても加納終戦連絡事務局次長から申しました通り兎に角或る程度まで持つて来て呉れるような様子が見えて居ります。国内の配給機構を整備致せば、そう云う方面の交渉と申しますか、こちらからの懇願も或る程度まで順調に話

合いが進んで行くのではないかと思つて居る次第であります。ですから何としても米國からの輸入を俟たなければならぬ。

それから第二点、三合配給の問題であります、是は只今の所難かしくあります。此の問題に付ては現在二合一勺を配給するものとして三百万「トン」の不足という数字が出て居ります。是は連合軍司令部にそう云う数字が出て居ります。従いまして此の数字を殖やすと云うことになりますと基本が潰れて参りますので、三百万「トン」の輸入ということが出来なくなります。斯う云う意味から申しまして兎に角今日直ちに二合一勺の基準を三合に殖やすと云うことは出来ませぬ。そう御諒承を願います。

一寸議長、其の次の關係で面倒でございますから私がこちらから先程申し上げたことを更に繰返しますが、諮問第一号を特別委員会を作つて特別委員をして審議せしめるといふことに付ては御異議がないようであります、そう承知して宜しゅうございましょうか。

「異議なし」と叫ぶ者あり

議長（幣原会長） 特別委員会の委員の數及び其の指名の

点は会長に御一任を願いたいと思うのでありますが、如何でございましょうか。

「異議なし」と叫ぶ者あり。

議長（幣原会長） 御異議がないようであります。それでは私から指名を致します―幹事から其の氏名を申し上げます。

幹事朗読

西野委員 河野委員 長井委員 柳川委員 野溝委員 藤沼委員 東畑委員 杉本委員 田中委員 江口委員 以上  
十人

副島副会長 先程賀川委員から外八名の同意を得まして連署の下に建議案が出ました。是は便宜上只今の第一諮問事項の特別委員会に付議することに致しまして如何かと思えますが。

「賛成」と叫ぶ者あり。

議長（幣原会長） それでは只今農林大臣から申出された趣旨、そう云う趣旨に依つて御意見を決定されたものと認めます。即ち建議案は諮問事項と同じ取扱をするということであります。

今回の諮問は洵に重大な問題でありますので、特別委員会を作りましても、委員各位全体に對しましては開会毎に其の日時及び場所を御通知致すことに致しまするから、御都合が付きますれば自由に御出席戴きまして審議に親しく御参加願いたいと思っております。特別委員の方は閉会后暫時御残りを願ひまして、特別委員会の進行其の他に付て御協議下さいませよう御願ひ申上げる次第でございます。どうかそう云う風な御趣旨で特別委員会の方だけは御残りを願ひます。

それでは本日は是で閉会致します。

午後三時十分 閉会